

令和2年度 宮崎県

人事委員会年報



令和3年4月

目 次

第 1 章 組織及び運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会委員	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会の開催状況	3
5	人事委員会規則の制定及び改廃の状況	7
6	条例の制定・改廃に関する意見回答	8
7	歴代人事委員就任、退任状況	9
8	事務局	12
9	歴代事務局長就任、退任状況	14

第 2 章 任用関係

1	採用試験の概要	16
	第 1 表 採用試験の実施日程	16
	第 2 表 採用試験の受験資格	17
	第 3 表 採用試験の実施結果	18
	第 4 表 各種試験の受験者と合格者の推移	19
	第 5 表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移	20
2	人材確保対策	20
3	採用候補者名簿からの採用概況	20
	第 6 表 平成30年度採用候補者名簿からの採用状況	21
4	採用候補者名簿の失効	22
5	職員の任用及び退職の状況	22
	(1) 職員の定数と現員	22
	第 7 表 定数の推移	22
	第 8 表 部局別、給料表別職員数	23
	(2) 選考の状況	24
	第 9 表 任命権者別、給料表別採用状況	24
	(3) 退職の状況	
	第10表 原因別	25
	退職者数	25
6	人事行政調査の実施	25

第 3 章 給与関係

1	職員の給与等の実態	26
	(1) 職員数	26
	第11表 給料表別職員数	26
	(2) 職員の平均年齢及び男女別構成	27
	第12表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成	27
	(3) 職員の学歴別構成	28
	第13表 給料表別学歴別職員構成	28
	(4) 職員の級別構成	29
	第14表 給料表別級別職員構成	29
	(5) 給与の支給状況	30
	第15表 (その1) 給料表別平均給与月額	30
	第15表 (その2) 平均給与月額の推移	31

2	民間給与の実態 -----	32
	(1) 初任給 -----	32
	第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給 -----	32
	(2) 職種別平均給与 -----	34
	第17表 職種別平均給与（全企業規模） -----	34
	(3) 特別給 -----	34
	第18表 特別給の支給状況（全企業規模） -----	34
3	給与等に関する報告及び勧告 -----	35
4	給与の支払監理 -----	39

第4章 審査関係

1	措置要求、審査請求の審査等 -----	40
	(1) 勤務条件に関する措置要求 -----	40
	第19表 勤務条件に関する措置要求の係属状況 -----	40
	(2) 不利益処分に関する審査請求 -----	40
	第20表 不利益処分に関する審査請求の係属状況 -----	40
	(3) 職員の苦情の処理 -----	40
	第21表 苦情相談件数 -----	40
2	労働基準監督機関としての職権の行使 -----	41
	第22表 労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分 -----	41
	第23表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績 -----	44
	第24表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況 -----	45
3	職員団体関係 -----	46
	(1) 管理職員等の範囲 -----	46
	第25表 管理職員等の範囲を定める規則別表の改正状況 -----	46
	第26表 管理職員等の指定状況 -----	47
	(2) 職員団体の登録 -----	48
	第27表 登録職員団体の状況 -----	48
4	分限及び懲戒 -----	49
	第28表 職員の分限及び懲戒処分の状況 -----	49

第5章 資料

1	県職員採用試験の状況 -----	50
2	給与勧告の経緯 -----	60
3	措置要求及び審査請求一覧表 -----	72

第 1 章

組 織 及 び 運 営

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日宮崎県人事委員会設置条例（昭和26年宮崎県条例第19号）により人事委員会が設置された。

2 人事委員会委員

人事委員会の委員は、県議会の同意を得て知事が選任する。

任期は4年であり、現在の委員は次のとおりである。

（令和3年4月1日現在）

職名	氏名	就任年月日	職歴
委員長	濱 砂 公 一	平成29. 10. 25～令和 3. 10. 24 (委員長 平成29. 11. 10から)	元企業局長
委員	黒 木 昭 秀	令和 1. 7. 19～令和 5. 7. 18	弁護士（現）
委員	山口 ひろみ	平成30. 10. 8～令和 4. 10. 7	社会保険労務士（現）

*黒木委員は、令和1. 7. 19から委員長職務代理委員

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は人事行政の全般にわたるもので、その処理する事務は次のとおりである。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律（地方公務員法）及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務。

4 人事委員会の開催状況

令和2年度における人事委員会は、27回開催され、定例会が24回、臨時회가3回であった。
なお、会議内容は、次のとおりである。

令和2年度の人事委員会の議案等

開催年月日	定例 臨時	の別	議 案 等
2.4.10 第1回	定 例		【議 案】 1 令和元年度第26回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 【報告事項】 1 令和元年度職員の選考実績について 2 令和2年度職員採用試験(一般行政特別枠、一般行政(社会人))の受験申込状況(確定)並びに東京・福岡会場における試験の延期及び宮崎会場の特別措置について
2.4.22 第2回	定 例		【議 案】 1 令和2年度第1回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和2年度職員採用試験(6月以後実施分)について 4 職員の管理職手当に関する規則の一部改正について 5 有給休暇の承認の基準第25号に基づく協議について
2.5.8 第3回	定 例		【議 案】 1 令和2年度第2回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の週休日の振替に関する特例の承認について 【報告事項】 1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議からの要求について 2 令和元年度の「職員の苦情処理」の状況について
2.5.22 第4回	定 例		【議 案】 1 令和2年度第3回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部改正について 【報告事項】 1 令和2年度職員採用試験(大学卒業程度)等の受験申込者数の状況(中間)について 2 県職員採用試験(「一般行政特別枠」及び「一般行政(社会人)」)に係る試験日程等について 3 令和2年度県職員給与等実態調査等の実施について 4 令和元年度の分限処分及び懲戒処分の状況について
2.6.9 第5回	定 例		【議 案】 1 令和2年度第4回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 【報告事項】 1 警察官採用試験(A・B)に係る事務の一部委任について 2 令和2年度職員採用試験(大学卒業程度)等の受験申込者数の状況(確定)について
2.6.19 第6回	定 例		【議 案】 1 令和2年度第5回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 障害者活躍推進計画の策定について 3 職員の選考について 4 職員の任用に関する規則の改正等について 【報告事項】 1 令和2年度職種別民間給与実態調査の実施について 2 令和元年度県職員休暇等取得状況調査の実施について
2.7.8 第7回	定 例		【議 案】 1 令和2年度第6回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 【報告事項】 1 令和2年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度)及び保健師採用試験の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和元年度の時間外勤務等の状況について

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
2.7.20 第8回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第7回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について 4 令和2年度県職員採用試験に係る合格判定基準等の見直しについて <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務命令の上限規制に係る「他律的業務の比重が高い部署」の指定状況について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 春闘等の状況について
2.8.12 第9回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第8回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和2年度職員採用試験(大学卒業程度)及び保健師採用試験第2次合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度警察官採用試験A(男性)及び警察官採用試験A(女性)第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 令和2年職種別民間給与実態調査(賞与等)の実施状況について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 春闘等の状況について
2.8.26 第10回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第9回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度 電気・土木・林業(社会人))の第1次試験の実施状況及び合格者の決定について 2 令和元年県職員休暇等取得状況調査の結果について
2.9.10 第11回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第10回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について 3 令和2年度職員採用試験(大学卒業程度 電気・土木・林業(社会人))第2次試験合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 4 9月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について 5 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則に係る特例承認について 6 期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用通知の一部改正について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度職員採用試験(高等学校卒業程度)、臨床検査技師採用試験、警察官採用試験B(男性・女性)及び障がい者を対象とする職員採用選考試験の受験申込者数の状況について 2 令和2年県職員給与等実態調査等の結果について
2.9.28 第12回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第11回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用通知に基づく協議について 4 会計年度任用職員の給与の特例に関する協議について
2.10.8 第13回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第12回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 会計年度任用職員の給与の取扱いについて <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度職員採用試験(高等学校卒業程度)及び臨床検査技師採用試験第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 令和2年人事院勧告等の概要について
2.10.14 第14回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第13回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和2年度警察官採用試験A(男性・女性)第2次試験合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年「職員の給与に関する報告」(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年職種別民間給与実態調査(賞与等)の結果について 2 宮崎県地方公務員組合共闘会議等との事務局長会見の結果について 3 令和2年職種別民間給与実態調査(月例給)の実施状況について

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
2.10.19 第15回	臨 時	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第14回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和2年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験にかかる合格判定基準の見直しについて 4 令和2年「職員の給与に関する報告」(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の受験申込者数の状況について
2.11.10 第16回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第15回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 令和2年度職員採用試験(高等学校卒業程度)及び臨床検査技師採用試験の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年「職員の給与等に関する報告」(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度警察官採用試験B(男性)及び警察官採用試験B(女性)の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 令和2年度障がい者を対象とする職員採用選考試験の第1次試験の実施状況及び第1次試験合格者の決定について 3 令和2年度就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験の第1次試験の実施状況及び第1次試験合格者の決定について 4 令和2年職種別民間給与実態調査の結果について 5 月例給に係る令和2年人事院報告の概要について 6 特別給に係る令和2年人事委員会報告の実施状況について 7 令和2年度勤務環境等に関する調査の実施について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年九州各県人事委員会の報告・勧告の実施状況について
2.11.16 第17回	臨 時	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第16回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和2年「職員の給与等に関する報告」(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議等との委員長会見結果について
2.11.25 第18回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第17回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和2年度障がい者を対象とする職員採用選考試験の第2次試験合格者の決定について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 月例給等に係る令和2年人事委員会報告の実施状況について
2.12.11 第19回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第18回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和2年度就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について 4 会計年度任用職員の給与の特例に関する協議について
2.12.18 第20回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第19回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和2年度警察官採用試験B(男性)及び警察官採用試験B(女性)の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与の支払監理の実施について <p>【そ の 他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年九州各県人事委員会の報告の実施状況について
3.1.8 第21回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第20回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 結婚休暇の取得期限の特例について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度宮崎県職員採用試験合格者の内定状況について 2 勤務環境等に関する実地調査の実施について <p>【そ の 他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度年末確定交渉の結果概要について 2 令和2年各都道府県人事委員会の報告・勧告状況について 3 地方公共団体のラスパイレス指数の状況について

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
3. 1. 22 第22回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第21回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の級別基準職務を定める規則の一部改正について 3 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 4 再任用職員に対する管理職手当の額の決定について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験制度の見直しについて 2 昇任選考の見直しについて
3. 2. 8 第23回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第22回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和3年度職員採用試験日程について 3 令和3年度職員採用試験(4月【SPI3】実施分)について 4 会計年度任用職員の給与の特例に関する協議について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験制度の見直しについて
3. 2. 19 第24回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第23回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の級別基準職務を定める規則の一部改正について 3 職員の任用に関する規則等の一部改正について 4 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 5 勤務延長の期限の延長承認について 6 令和元年度職員採用試験試験(大学卒業程度)等採用候補者名簿の失効について 7 2月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について 8 組織改正等に伴う人事委員会規則の改正について
3. 3. 5 第25回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第24回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 宮崎県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について 3 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 4 一般任期付職員の任期を定めた採用に係る承認について 5 一般職の任期付職員(短時間勤務職員)の給与について
3. 3. 17 第26回	臨 時	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第25回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給の決定に係る承認について 3 職員の級別基準職務を定める規則の一部改正について 4 組織改正に伴う人事委員会規則等の一部改正について 5 給与の経過措置廃止に伴う特例措置の終了に係る人事委員会規則の廃止等について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度職員採用試験(「一般行政特別枠」、「一般行政(社会人)」)の受験申込者数の状況(中間)について
3. 3. 24 第27回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第26回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 人事委員会事務局職員の人事異動について 3 宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 4 職員の級別基準職務を定める規則の一部改正について 5 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣職員について 2 給与の支払監理及び勤務環境等に関する実地調査の結果について 3 勤務条件に関する措置要求書の提出について

5 人事委員会規則の制定及び改廃の状況

規 則 等	公布年月日・規則番号	施行年月日 (適用年月日)
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和2年4月30日人事委規則第15号	2. 4. 30 (2. 4. 1)
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	令和2年6月1日人事委規則第16号	2. 6. 1
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	令和2年6月29日人事委規則第17号	2. 6. 29
職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則	令和3年2月1日人事委規則第1号	3. 2. 1
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年2月1日人事委規則第2号	3. 2. 1
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	令和3年2月25日人事委規則第3号	3. 2. 25
職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則	令和3年3月8日人事委規則第4号	3. 3. 18
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年3月8日人事委規則第5号	3. 3. 18
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年3月8日人事委規則第6号	3. 3. 18
職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第7号	3. 4. 1
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第8号	3. 4. 1
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第9号	3. 4. 1
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第10号	3. 4. 1
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第11号	3. 4. 1
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第12号	3. 4. 1
平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則	令和3年4月1日人事委規則第13号	3. 4. 1
職員の退職に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第14号	3. 4. 1
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第15号	3. 4. 1
職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日人事委規則第16号	3. 4. 1

6 条例の制定・改廃に関する意見回答

議 案 名	回答年月日	回 答 内 容
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2.9.10	異議ありません
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	3.2.19	異議ありません

7 歴代人事委員就任、退任状況

(令和2年4月1日現在)

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
高橋隆道	S26. 6. 12	S27. 8. 10	初代委員長(S26. 6. 14～S27. 8. 10)
門川 暴	S26. 6. 12	S27. 5. 18	死亡退職
宗像英二	S26. 6. 12	S30. 1. 10	3代委員長(S28. 9. 4～S29. 4. 14)
曾木重貴	S27. 7. 22 S28. 6. 26	S28. 1. 20 S28. 12. 24	
中村 肇	S27. 9. 29 S28. 6. 26	S28. 6. 11 S32. 6. 25	2代委員長(S27. 10. 8～S28. 6. 11) 5代委員長(S29. 9. 15～S30. 6. 15)
栗原一男	S28. 12. 25 S29. 7. 9	S29. 6. 11 S32. 7. 31	4代委員長(S29. 4. 15～S29. 6. 11)
榑本輝義	S30. 6. 16 S34. 7. 1	S34. 6. 15 S38. 6. 1	6代委員長(S30. 7. 1～S38. 6. 1) 死亡退職
坂田春男	S32. 8. 9 S36. 10. 12	S36. 8. 8 S40. 10. 11	
杉原精一	S32. 9. 16 S33. 8. 15 S37. 8. 15	S33. 7. 8 S37. 8. 14 S41. 8. 14	
斉藤一夫	S38. 7. 1	S42. 6. 30	7代委員長(S38. 7. 1～S41. 6. 30)
岩切 護	S40. 10. 12	S42. 7. 4	8代委員長(S41. 7. 1～S42. 7. 4)
藤崎晴誓	S41. 9. 16	S42. 7. 4	
蒲生昌作	S42. 7. 7	S43. 12. 23	9代委員長(S42. 7. 7～S43. 12. 23)
山内安朗	S42. 7. 7	S44. 3. 31	
富高憲晃	S44. 1. 27	S44. 3. 31	10代委員長(S44. 1. 27～S44. 3. 31)
田内市郎	S44. 4. 1 S44. 10. 12	S44. 10. 11 S46. 8. 6	11代委員長(S44. 4. 1～S46. 8. 6)
川越光明	S44. 4. 1 S45. 9. 29 S49. 10. 8	S45. 9. 15 S49. 9. 28 S53. 10. 7	13代委員長(S48. 10. 15～S49. 9. 28) 14代委員長(S49. 10. 8～S53. 10. 7)
小倉庄八	S46. 7. 15	S48. 6. 15	

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
豊留勉	S46. 10. 1	S48. 10. 11	12代委員長 (S46. 10. 4～S48. 10. 11)
杉本勤	S42. 7. 7 S48. 7. 9 S50. 7. 19 S54. 7. 19 S58. 7. 19 S62. 7. 19 H 3. 7. 19	S46. 7. 6 S50. 7. 14 S54. 7. 18 S58. 7. 18 S62. 7. 18 H 3. 7. 18 H 7. 7. 18	
廣瀬與一	S48. 10. 12 S52. 10. 25 S56. 10. 25	S52. 10. 11 S56. 10. 24 S60. 10. 24	15代委員長 (S53. 10. 12～S56. 10. 24) 16代委員長 (S56. 10. 25～S60. 10. 24)
南崎洋史	S53. 10. 8 S57. 10. 8	S57. 10. 7 S59. 6. 21	
江夏順吉	S59. 7. 7	S60. 10. 7	
後藤一高	S60. 10. 25 H 元. 10. 25 H 5. 10. 25 H 9. 10. 25	H 元. 10. 24 H 5. 10. 24 H 9. 10. 24 H13. 10. 24	17代委員長 (S60. 10. 25～H 元. 10. 24) 18代委員長 (H 元. 10. 25～H 5. 10. 24) 19代委員長 (H 5. 10. 25～H 9. 10. 24) 20代委員長 (H 9. 10. 25～H13. 10. 24)
谷口善弘	S60. 12. 11 S61. 10. 8 H 2. 10. 8 H 6. 10. 8	S61. 10. 7 H 2. 10. 7 H 6. 10. 7 H10. 10. 7	
佐藤安正	H 7. 7. 19 H11. 7. 19 H15. 7. 19	H11. 7. 18 H15. 7. 18 H19. 7. 18	
酒井盛行	H10. 10. 8	H14. 10. 7	
岡田章一	H13. 10. 25	H17. 10. 24	21代委員長 (H13. 10. 30～H17. 10. 24)
久田ヤヨイ	H14. 10. 8	H18. 10. 7	
黒木奉武	H17. 10. 25 H21. 10. 25	H21. 10. 24 H23. 9. 30	22代委員長 (H17. 10. 31～H21. 10. 24) 23代委員長 (H21. 10. 27～H23. 9. 30)
江夏由宇子	H18. 10. 8 H22. 10. 8 H26. 10. 8	H22. 10. 7 H26. 10. 7 H30. 10. 7	
郷俊介	H19. 7. 19 H23. 7. 19 H27. 7. 19	H23. 7. 18 H27. 7. 18 R 1. 7. 18	
村社秀継	H23. 10. 1 H25. 10. 25	H25. 10. 24 H29. 10. 24	24代委員長 (H23. 10. 5～H25. 10. 24) 25代委員長 (H25. 10. 25～H29. 10. 24)

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
濱 砂 公 一	H29. 10. 25	(現 在)	26代委員長(H29. 11. 10～ 現在)
山 口 ひろみ	H30. 10. 8	(現 在)	
黒 木 昭 秀	R 1. 7. 19	(現 在)	

8 事務局

(1) 組織

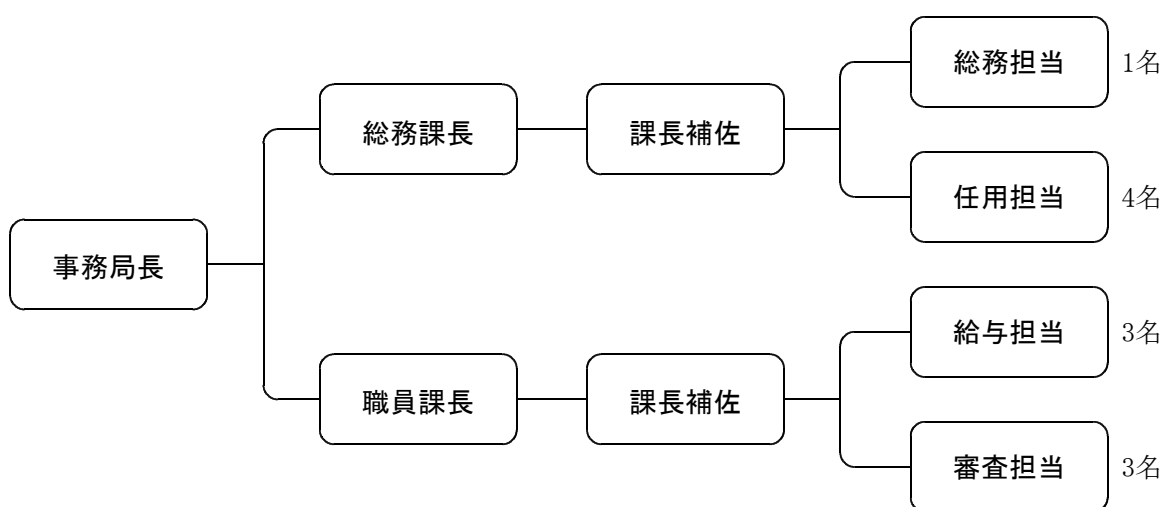
昭和26年6月14日付けで初代事務局長が任命され、総務課、調査課の2課制で、職員18名をもって発足した。

昭和57年4月1日付けの組織改正により、調査課を職員課に改め、課にそれぞれ課長補佐を配置し、係について、庶務係の名称を総務係に変更し、任用係と職員係を統合して任用係とした。

また、任用係を総務課へ、給与係を職員課へそれぞれ移管した。

平成16年4月1日付けで定数が18名から15名となった。

平成17年4月1日から係制を廃し、担当制を導入した。



(2) 職員の現員（令和3年4月1日現在）

	事務局長	課長	課長補佐	専門主幹	主幹	主査	主任主事	主事	計
現員	1	2	2	1	2	2	2	4	16

(3)分掌事務

○総務課

- 1 事務局職員の任免、服務その他人事に関する事。
- 2 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。
- 3 委員会等の公印管守に関する事。
- 4 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 5 予算及び会計に関する事。
- 6 財産及び物品の管理に関する事。
- 7 人事委員会の議事に関する事。
- 8 人事委員会規則その他諸規程の制定に関する事。
- 9 広報に関する事。
- 10 業務の状況の報告に関する事。
- 11 職員の研修に関する計画の立案及び勧告に関する事。
- 12 職員の営利企業等の関与及び従事制限その他服務に関する事。
- 13 職員の競争試験及び選考に関する事。
- 14 任用候補者名簿の作成及びこれによる任用方法の制定に関する事。
- 15 人事行政に関する事項の調査、人事記録の管理その他人事に関する統計報告の作成に関する事。
- 16 職員の任命方法基準の制定に関する事。
- 17 条件附採用又は臨時的任用の統制に関する事。
- 18 職員の定年等に関する事。
- 19 人事評価、研修その他職員に関する制度の研究に関する事。
- 20 他課の主管に属さない事務に関する事。

○職員課

- 1 職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究に関する事。
- 2 給与・勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- 3 職員に対する給与支払の監理に関する事。
- 4 職員の苦情の処理に関する事。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
- 6 職員に対する不利益な処分についての審査請求の審査に関する事。
- 7 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。
- 8 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関する事。
- 9 職員の分限及び懲戒に関する事。
- 10 職員の労働基準監督に関する事。
- 11 職員団体に関する事。
- 12 退職管理に関する任命権者に対する調査の要求等に関する事。

9 歴代事務局長就任、退任状況

(令和3年4月1日現在)

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
石川真澄	昭和 26. 6. 14	昭和 34. 5. 21	
藤崎晴誓	〃 34. 5. 22	〃 41. 3. 31	退職
染矢武男	〃 41. 4. 1	〃 42. 7. 19	地方労働委員会事務局長へ
永井秀雄	〃 42. 7. 20	〃 44. 3. 31	消防学校長へ
田内市郎	〃 44. 4. 1	〃 46. 8. 6	福祉生活部長へ
村上幸一	〃 46. 8. 7	〃 53. 3. 31	議会事務局長へ
辺保真一	〃 53. 4. 1	〃 55. 3. 31	福祉生活部長へ
杉尾三夫	〃 55. 4. 1	〃 57. 3. 31	福祉生活部長へ
中島茂樹	〃 57. 4. 1	〃 58. 3. 31	議会事務局長へ
甲斐俊則	〃 58. 4. 1	〃 59. 3. 31	退職
森山博	〃 59. 4. 1	〃 60. 3. 31	退職
松野義臣	〃 60. 4. 1	〃 62. 3. 31	福祉生活部長へ
緒方信	〃 62. 4. 1	平成 2. 3. 31	退職
岩切成正	平成 2. 4. 1	〃 3. 3. 31	退職
稲留一哉	〃 3. 4. 1	〃 4. 3. 31	東京事務所長へ
児玉純一	〃 4. 4. 1	〃 5. 3. 31	総合博物館長へ
安藤忠恕	〃 5. 4. 1	〃 7. 3. 31	商工労働部長へ
溝口晃	〃 7. 4. 1	〃 8. 3. 31	農政水産部長へ
長山登志男	〃 8. 4. 1	〃 9. 3. 31	東京事務所長へ
藤崎翼	〃 9. 4. 1	〃 10. 3. 31	生活環境部長へ
佐野芳弘	〃 10. 4. 1	〃 11. 3. 31	県参事へ(商工労働部)
浜田範幸	〃 11. 4. 1	〃 12. 3. 31	生活環境部長へ
川崎浩康	〃 12. 4. 1	〃 13. 3. 31	総務部長へ
新垣隆正	〃 13. 4. 1	〃 14. 3. 31	総務部長へ
伊藤惇一	〃 14. 4. 1	〃 15. 3. 31	総務部長へ
中原健次	〃 15. 4. 1	〃 15. 8. 27	地方労働委員会事務局長へ
仲田俊彦	〃 15. 8. 28	〃 17. 3. 31	県参事へ(商工観光労働部)
渡辺義人	〃 17. 4. 1	〃 19. 3. 31	総務部長へ
大野俊郎	〃 19. 4. 1	〃 21. 3. 31	退職
太田英夫	〃 21. 4. 1	〃 23. 3. 31	退職
四本孝	〃 23. 4. 1	〃 24. 3. 31	総務部長へ

氏 名	就任年月日	退任年月日	備 考
内 戸 保 博 秋	平成 24. 4. 1	平成 26. 3. 31	宮崎県立図書館長へ
亀 田 博 昭	〃 26. 4. 1	〃 28. 3. 31	退 職
金 子 洋 士	〃 28. 4. 1	〃 29. 3. 31	宮崎県立図書館長へ
原 田 幸 二	〃 29. 4. 1	〃 31. 3. 31	退 職
吉 村 久 人	〃 31. 4. 1	令和 2. 3. 31	総務部長へ
小 田 光 男	令和 2. 4. 1	〃 3. 3. 31	危機管理統括監へ
福 嶋 清 美	〃 3. 4. 1	(現 在)	

第 2 章

任 用 関 係

1 採用試験の概要

令和2年度の採用試験は、大学卒業程度、高等学校卒業程度、保健師、臨床検査技師、警察官A（男性、女性）、警察官B（男性、女性）に係る競争試験及び障がい者、就職氷河期世代を対象とする採用選考試験の10種類について実施した。

なお、警察官A（男性）については警視庁・滋賀県と、警察官B（男性）については、警視庁・滋賀県・大阪府との間に地方公務員法第18条第1項の規定による協定を締結し、共同採用試験を実施した。

採用試験における受験者は、総数1,600人で令和元年度の1,192人に比べ408人（34.2%）増加した。それを試験の種類別にみると、大学卒業程度（社会人以外の区分試験。新たに「一般行政特別枠」の区分試験を実施。）263人（69.4%）増、大学卒業程度（社会人）13人（14.0%）増、高等学校卒業程度2人（0.6%）減、保健師4人（44.4%）増、臨床検査技師増減なし、警察官A（男性）15人（12.7%）減、警察官A（女性）4人（20.0%）増、警察官B（男性）8人（4.8%）減、警察官B（女性）14人（28.0%）増、障がい者採用選考は2人（10.0%）減、新たに実施した就職氷河期世代を対象とした採用選考は143人となっている。

令和2年度の採用試験の実施日程、受験資格及び実施結果は第1表から第5表で示すとおりである。

第1表 採用試験の実施日程

種類	公告日	申込受付期間	第1次試験日	1次合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日	第1次試験地		
大学卒業程度	一般行政(特別枠)	R2.2.27	R2.3.1 ～R2.3.31	R2.6.21	R2.7.6	R2.7.25 ～R2.8.6	R2.8.17	宮崎 福岡 京都市 市都	
	一般行政(社会人)	R2.2.27	R2.3.1 ～R2.3.31	R2.6.21	R2.7.6	R2.7.31 ～R2.8.3	R2.8.17		
	技術職(社会人)	R2.4.23	R2.5.11 ～R2.5.29	R2.6.28	R2.7.22	R2.8.23	R2.9.11		
	上記以外	R2.4.23	R2.5.11 ～R2.5.29	R2.6.28	R2.7.6	R2.7.13 R2.7.25 ～R2.8.5	R2.8.17		
高等学校卒業程度	R2.7.6	R2.8.11 ～R2.8.28	R2.9.27	R2.10.5	R2.10.14 R2.10.24 ～R2.10.30	R2.11.11	宮崎、都城 延岡、日南		
保健師	R2.4.23	R2.5.11 ～R2.5.29	R2.6.28	R2.7.6	R2.7.13 R2.8.1	R2.8.17	宮崎 東京 福岡 市都		
臨床検査技師	R2.7.6	R2.8.11 ～R2.8.28	R2.9.27	R2.10.5	R2.10.14 R2.10.29	R2.11.11	宮崎、都城 延岡、日南		
警察官	A	男性	R2.4.23	R2.5.11 ～R2.5.29	R2.7.12 ～R2.7.14	R2.7.28	R2.9.1 R2.9.4 R2.9.13 R2.9.14	R2.10.16	宮崎 市
		女性	R2.4.23	R2.5.11 ～R2.5.29	R2.7.12 ～R2.7.14	R2.7.28	R2.9.4 R2.9.13 R2.9.14	R2.10.16	宮崎 市
	B	男性	R2.7.6	R2.8.11 ～R2.8.28	R2.10.18 R2.10.20 ～R2.10.22	R2.11.4	R2.11.18 R2.12.9 R2.12.11	R2.12.22	宮崎、都城 延岡、日南
		女性	R2.7.6	R2.8.11 ～R2.8.28	R2.10.18 R2.10.20 ～R2.10.22	R2.11.4	R2.11.18 R2.12.9 R2.12.11	R2.12.22	宮崎、都城 延岡、日南
障がい者を対象とする採用選考試験	R2.7.30	R2.8.11 ～R2.8.28	R2.10.18	R2.10.30	R2.11.12	R2.11.30	宮崎 市		
就職氷河期世代を対象とする採用選考試験	R2.9.23	R2.9.23 ～R2.10.9	R2.11.1	R2.11.11	R2.11.29	R2.12.15	宮崎 市		

※警察官B（男性・女性）の身体測定・体力検査の試験地は宮崎市のみ。

第2表 採用試験の受験資格

種 類		受 験 資 格															
		年 齢 ・ 学 歴	そ の 他														
大学卒業程度	下記以外の区分試験	①平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（満21歳以上満29歳未満の者） ②平成11年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは令和3年3月31日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者															
	社会人対象	昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（満29歳以上満35歳未満の者）															
高等学校卒業程度		平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満21歳未満の者）															
保健師		平成3年4月2日以降に生まれた者（満29歳未満の者）	保健師の免許を有する者又は令和2年度保健師国家試験において免許を取得見込みの者														
臨床検査技師		平成3年4月2日以降に生まれた者（満29歳未満の者）	臨床検査技師の免許を有する者又は令和2年度臨床検査技師国家試験において免許を取得見込みの者														
警察官	A	男性	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）の卒業生若しくは令和3年3月末日までに卒業見込みの者又は志望する各都県の人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者で昭和60年4月2日以降に生まれた者（満35歳未満の者）	身体測定の基準 職務遂行に支障のない身体状態であること 身体検査の基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男 性</th> <th>女 性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 力</td> <td colspan="2">両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること</td> </tr> <tr> <td>色 覚</td> <td colspan="2" rowspan="2">職務遂行に支障のないこと</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		男 性	女 性	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること		色 覚	職務遂行に支障のないこと		聴 力	その他		
			男 性		女 性												
	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること															
	色 覚	職務遂行に支障のないこと															
聴 力																	
その他																	
女性	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）の卒業生若しくは令和3年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者で昭和60年4月2日以降に生まれた者（満35歳未満の者）																
B	男性	警察官A受験資格該当者以外の者で、昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満35歳未満の者）															
	女性																
障がい者を対象とする採用選考試験		平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満29歳未満の者）	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している者等														
就職氷河期世代を対象とする採用選考試験		昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者														

第3表 採用試験の実施結果

種類	区分試験	当初採用予定 人	受験申込者 A 人	第1次試験		第2次試験				
				受験者 B 人	合格者 C 人	受験者 D 人	合格者 E 人	合格率 E÷B %	競争率 B÷E 倍	
大卒程度	一般行政特別枠	10	482	309	83	68	27	8.7%	11.4	
	一般行政	39	228	170	104	100	60	35.3%	2.8	
	警察事務	2	23	13	6	5	4	30.8%	3.3	
	心理	3	3	3	3	3	2	66.7%	1.5	
	社会福祉	3	10	7	7	7	4	57.1%	1.8	
	電気	2	12	11	6	6	3	27.3%	3.7	
	機械	3	4	4	4	4	3	75.0%	1.3	
	土木	16	21	13	12	12	11	84.6%	1.2	
	建築	3	8	6	6	6	4	66.7%	1.5	
	化学	1	16	14	5	5	2	14.3%	7.0	
	農業	11	35	27	27	27	15	55.6%	1.8	
	農業土木	5	6	5	5	5	3	60.0%	1.7	
	畜産	6	13	11	11	11	7	63.6%	1.6	
	林業	4	12	10	9	9	5	50.0%	2.0	
	水産	4	13	10	10	8	5	50.0%	2.0	
	管理栄養士	2	31	29	6	6	3	10.3%	9.7	
	小計	114	917	642	304	282	158	24.6%	4.1	
		一般行政(社会人)	10	146	98	45	41	16	16.3%	6.1
		電気(社会人)	2	5	4	4	4	2	50.0%	2.0
		土木(社会人)	4	2	2	2	2	1	50.0%	2.0
	林業(社会人)	2	4	2	2	2	2	100.0%	1.0	
	小計	18	157	106	53	49	21	19.8%	5.0	
高卒程度	一般事務	15	283	236	38	37	20	8.5%	11.8	
	警察事務	2	48	42	7	5	5	11.9%	8.4	
	電気	1	6	4	3	3	2	50.0%	2.0	
	土木	6	18	18	16	16	11	61.1%	1.6	
	農業土木	4	8	8	7	7	7	87.5%	1.1	
	林業	2	6	3	2	1	1	33.3%	3.0	
	合計	30	369	311	73	69	46	14.8%	6.8	
保健師		2	16	13	8	8	4	30.8%	3.3	
臨床検査技師		1	21	18	5	5	2	11.1%	9.0	
障がい者選考	一般事務	2	19	18	9	9	3	16.7%	6.0	
就職氷河期世代選考	一般事務	3	175	143	14	13	3	2.1%	47.7	
警察官	A 男性	37	153	103	101	89	47	45.6%	2.2	
	A 女性	10	33	24	23	21	12	50.0%	2.0	
	B 男性	23	242	158	70	55	36	22.8%	4.4	
	B 女性	8	91	64	42	36	16	25.0%	4.0	
	合計	78	519	349	236	201	111	31.8%	3.1	
合計		248	2,193	1,600	702	636	348	21.8%	4.6	
前年度合計		251	1,577	1,192	634	558	338	28.4%	3.5	

注) 「当初採用予定」とは試験案内公告時点のものである。

第4表 各種試験の受験者と合格者の推移

単位：人

年度	種類	大卒程度	高卒程度	保健師	臨床検査技師	警察官	障がい者選考	就職氷河期世代選考	合計
	区分								
27	受験者	911	321	40	24	A(男性) 212 (女性) 38 B(男性) 193 (女性) 40	13		1,806
	合格者	144	39	9	3	A(男性) 57 (女性) 4 B(男性) 39 (女性) 5	3		314
28	受験者	697	318	18	17	A(男性) 161 (女性) 33 B(男性) 191 (女性) 44	10		1,501
	合格者	135	40	6	3	A(男性) 50 (女性) 5 B(男性) 36 (女性) 6	3		291
29	受験者	652	290	24	21	A(男性) 160 (女性) 23 B(男性) 124 (女性) 41	7		1,350
	合格者	149	44	9	5	A(男性) 38 (女性) 6 B(男性) 35 (女性) 8	3		301
30	受験者	512	267	17	26	A(男性) 121 (女性) 29 B(男性) 162 (女性) 53	11		1,209
	合格者	134	44	5	4	A(男性) 30 (女性) 10 B(男性) 46 (女性) 12	5		298
R元	受験者	472	313	9	18	A(男性) 118 (女性) 20 B(男性) 166 (女性) 50	20		1,192
	合格者	159	40	6	2	A(男性) 54 (女性) 10 B(男性) 47 (女性) 14	2		338
R2	受験者	748	311	13	18	A(男性) 103 (女性) 24 B(男性) 158 (女性) 64	18	143	1,600
	合格者	179	46	4	2	A(男性) 47 (女性) 12 B(男性) 36 (女性) 16	3	3	348

第5表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移〔A、Bの合計〕

単位：人

都府県 年 度	東 京	滋 賀	大 阪	兵 庫	計
2 8	6	7	1	3	1 7
2 9	8	2	2	2	1 4
3 0	8	4	0	6	1 8
R 元	1 0	1	0	1	1 2
R 2	5	0	0		5

2 人材確保対策

地方分権の進展や、高度化、多様化する地域住民のニーズに対応するため、幅広い視野と柔軟性のある優れた人材を確保し、育成することが求められている。このためパンフレット、ホームページでの広報、動画やSNSを活用した情報発信、Web等による説明会の実施など試験案内活動の強化を図るとともに、技術系職種の実験者の掘り起こしを目的に創設した「宮崎県庁ナビゲータ」と希望者との面談等の実施など、積極的に優れた人材の確保に取り組んだ。

3 採用候補者名簿からの採用概況

令和元年度に作成された採用候補者名簿からの採用状況は、第6表に示すとおりで、大卒程度126人、高卒程度27人、保健師6人、薬剤師4人、臨床検査技師2人、警察官A（男性）43人、警察官A（女性）7人、警察官B（男性）36人、警察官B（女性）12人の総数で263人となっており、前年度と比較すると総数では34人（14.8%）増となっている。

一方、採用候補者名簿の中には、本県以外の公務員等への就職者等があり、これらによる辞退者等の数は61人で、全体の約18%になっている。

第6表 令和元年度採用候補者名簿からの採用状況

単位：人

名簿の名称	名簿の確定 年 月 日	区分試験	採用予 定者数 (最終)	名簿登 載者数	採 用 者 数	辞 退 者 等	名簿残 存者数
令和元年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度) 採用候補者名簿	令元. 8. 21	一般行政	54	70	52	18	
		警察事務	4	6	5	1	
		心 理	1	2	2		
		社会福祉	2	4	3	1	
		電 気	2	3	3		
		機 械	4	4	3	1	
		土 木	15	15	11	4	
		建 築	4	4	2	2	
		化 学	3	4	2	2	
		農 業	8	9	9		
		農業土木	3	4	3		1
		畜 産	3	4	3		1
		林 業	4	6	5	1	
		水 産	2	3	3		
		管理栄養士	2	3	3		
		計	111	141	109	30	2
令和元年度宮崎県職員採用試験 (社会人)	令元. 9. 11	一般行政 (社会人)	11	12	12		
		電 気 (社会人)	2	3	2		1
		土 木 (社会人)	5	1	1		
		林 業 (社会人)	1	2	2		
		計	19	18	17		1
令和元年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) 採用候補者名簿	令元. 11. 13	一般事務	20	26	19	7	
		警察事務	3	4	3	1	
		土 木	7	7	4	3	
		農業土木	3	3	1	2	
		計	33	40	27	13	
令和元年度宮崎県保健師 採用試験採用候補者名簿	令元. 8. 21	保 健 師	5	6	6		
令和元年度宮崎県薬剤師 採用試験採用候補者名簿	令元. 8. 21	薬 剤 師	3	4	4		
令和元年度宮崎県臨床検査技師 採用試験採用候補者名簿	令元. 11. 13	臨床検査技師	1	2	2		
令和元年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿	令元. 9. 19	A(男性)	46	54	43	11	
令和元年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿	令元. 9. 19	A(女性)	9	10	7	3	
令和元年度宮崎県警察官採用試験B 採用候補者名簿	令元. 12. 23	B(男性)	36	47	36	3	8
令和元年度宮崎県警察官採用試験B 採用候補者名簿	令元. 12. 23	B(女性)	10	14	12	1	1
合 計			273	336	263	61	12

4 採用候補者名簿の失効

職員の任用に関する規則第29条第1項の規定により、名簿確定後1年以上経過したこと、名簿に登載された任用候補者がすべて削除されたこと、又は名簿の対象となっている職について新たに名簿が作成されたことにより令和3年2月19日付けで令和元年度職員採用試験（大学卒業程度）、職員採用試験（大学卒業程度（社会人））、職員採用試験（高等学校卒業程度）、保健師採用試験、薬剤師採用試験、臨床検査技師採用試験、警察官採用試験A（男性・女性）、警察官採用試験B（男性・女性）採用候補者名簿を失効させた。

また、その旨を関係各任命権者に通知した。

5 職員の任用及び退職の状況

(1) 職員の定数と現員

ア 定数の状況

令和2年4月1日現在における宮崎県職員定数条例、宮崎県教育関係職員定数条例及び地方警察職員の定員に関する条例に定める定数の総数は8,170人（前年度8,170人）である。

（この定数には、県立学校及び市町村立学校職員は含まれていない。）

過去の5年間の各年ごとの定数の推移は、第7表のとおりである。

第7表 定数の推移

単位：人

年月日	知事部局	企業局	病院局	議会事務局	選挙管理委員会	監査事務局	教育委員会		労働委員会事務局	人事委員会事務局	海区委事務局	警察本部		合計
							事務局	学校以外の教育機関				警察官	警察方官警以外職員の員	
平28.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,026	321	8,162
平29.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
平30.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
平31.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
令2.4.1	3,713	126	1,520	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170

イ 現員の状況

令和2年4月1日における本県職員（教育職員、警察官を含む。）の総数は、17,126人（前年度17,163人）で部局別、給料表別職員数は、第8表のとおりである。

第8表 部局別、給料表別職員数

単位：人

職員 区分	部局 給料表	知 事 部 局	企 業 局	病 院 局	議 会 事 務 局	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 事 務 局	教 育 委 員 会				労 働 委 事 務 局	人 事 委 事 務 局	海 区 委 事 務 局	警 察 本 部	合 計
								事 務 局	学 校 以 外 の 教 育 機 関	県 立 学 校	市 町 村 立 学 校					
一 般 職 員	行政職	3,024	121	69	31	4	17	162	185	214	307	10	15	2	287	4,448
	研究職	165													20	185
	医療職 (一)	25		210												235
	医療職 (二)	249		234						1	2					486
	医療職 (三)	153		1,059											3	1,215
	小計	3,616	121	1,572	31	4	17	162	185	215	309	10	15	2	310	6,569
教 育 職 員	教育職 (一)															
	教育職 (二)									2,742						2,742
	市町村 立 学 校										5,783					5,783
警 察 職 員	公安職														2,032	2,032
非現業職員計		3,616	121	1,572	31	4	17	162	185	2,957	6,092	10	15	2	2,342	17,126
現 業 職 員	現業職															
合 計		3,616	121	1,572	31	4	17	162	185	2,957	6,092	10	15	2	2,342	17,126

(2) 選考の状況

ア 職員の採用選考

職員の任用は、地方公務員法上、受験成績又はその他の能力の実証に基づいて行うものとされているが、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職等については、人事委員会の承認を得て選考により採用が行われる。

令和2年度の採用選考者数は314人（前年度348人）で、任命権者別、給料表別の採用状況は第9表のとおりである。

第9表 任命権者別、給料表別採用状況

単位：人

給料表 任命権者	行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
知事	136		1	3	14		154
病院局長	2			62	1	24	89
教育委員会	62						62
警察本部長		8	1				9
計	200	8	2	65	15	24	314

イ 役付職員への昇任選考

役付職員への昇任については、令和元年度まで、一定の基準を満たす職員の中から選考により行われ、人事委員会の承認が必要とされていたが、地方公務員法第21条の3により、職員の昇任は、任命権者が人事評価等の能力の実証に基づき行うものとされたことから、令和2年度より人事委員会における昇任選考は行われないこととなった。

(3) 退職の状況

令和元年度における退職者は881人（前年度825人）で、これを退職原因別に分類すると第10表のとおりである。

第10表 原因別退職者数

単位：人

原因	部局	知事 部局	病院局	企業局	各種 委員会	教育委員会		警察本部		合計
						一職 一般員	教職 育員	一職 一般員	警察官	
定年		137	9		5	12	302	1	52	518
勸奨退職						1				1
希望退職		22	1				67	1	6	97
普通 退職	一身上 の都合	37	47			1	106	4	26	221
	割愛	10				3	14			27
	免職		1				2		1	4
	死亡	2				1	9		1	13
	計	49	48			5	131	4	28	265
合計		208	58	0	5	18	500	6	86	881

6 人事行政調査の実施

地方行政の複雑かつ多様化に伴い、ますます公務能率の向上が要請されているところであるが、人事委員会は、各都道府県等の人事行政の現況について調査し、人事委員会の業務運営の参考としている。

第 3 章

給 与 関 係

1 職員の給与等の実態

人事委員会は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために毎年県職員給与等実態調査を実施している。調査の対象となる職員は、4月1日現在で職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員、臨時的任用職員、自己啓発等休業職員、育児短時間勤務職員を除く。）となっている。

令和2年4月1日現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員数

給料表別職員数は第11表に示すとおりであり、総職員数は14,807人で前年と比較して95人（0.6%）減少している。

第11表 給料表別職員数

区 分		職 員 数 (人)		構 成 比 (%)	
		H31年	R2年	H31年	R2年
全	職 員	14,902	14,807	100.0	100.0
	う ち 行 政 職 員	4,222	4,199	28.3	28.4
県 関 係 職 員	計	9,072	9,025	60.9	61.0
	行 政 職	3,946	3,921	26.5	26.5
	公 安 職	1,971	1,974	13.2	13.3
	教 育 職 (一)	—	—	—	—
	教 育 職	2,551	2,554	17.1	17.2
	研 究 職	205	171	1.4	1.2
	医 療 職 (一)	38	34	0.3	0.2
	医 療 職 (二)	226	239	1.5	1.6
	医 療 職 (三)	135	132	0.9	0.9
市学 町校 村職 立員	計	5,830	5,782	39.1	39.0
	教 育 職	5,554	5,504	37.3	37.2
	学 校 栄 養 職	—	—	—	—
	事 務 職	276	278	1.9	1.9

(2) 職員の平均年齢及び男女別構成

職員の平均年齢及び男女別構成は第12表に示すとおりであり、前年と比較すると平均年齢は0.2歳下がり、男女別構成では女性の割合が0.5ポイント増加した。

第12表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成

区 分	平均年齢(歳)		男女別構成比 (%)				
	H31年	R2年	H31年		R2年		
			男	女	男	女	
全 職 員	43.2	43.0	62.7	37.3	62.2	37.8	
うち行政職員	42.3	42.2	74.6	25.4	74.0	26.0	
県 関 係 職 員	計	41.9	41.8	73.1	26.9	72.6	27.4
	行政職	42.4	42.2	76.0	24.0	75.2	24.8
	公安職	37.7	37.3	92.7	7.3	91.8	8.2
	教育職(一)	—	—	—	—	—	—
	教育職	44.6	44.8	58.9	41.1	58.8	41.2
	研究職	41.6	41.3	69.3	30.7	75.4	24.6
	医療職(一)	38.0	38.3	78.9	21.1	79.4	20.6
	医療職(二)	40.9	41.0	55.3	44.7	51.5	48.5
	医療職(三)	39.4	40.1	8.1	91.9	8.3	91.7
市学 町校 村職 立員	計	45.3	44.8	46.4	53.6	46.0	54.0
	教育職	45.5	45.0	46.0	54.0	45.4	54.6
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—
	事務職	42.1	41.7	55.4	44.6	57.2	42.8

(3) 職員の学歴別構成

職員の学歴別構成は第13表に示すとおりである。

第13表 給料表別学歴別職員構成

(単位：%)

区 分		H31年				R2年			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全	職 員	80.2	6.2	13.0	0.6	80.2	6.1	13.1	0.6
	うち行政職員	70.0	2.3	25.7	1.9	70.4	2.3	25.4	1.9
県 関 係 職 員	計	75.9	3.1	20.1	0.9	75.9	3.1	20.1	0.9
	行政職	71.8	1.9	24.5	1.7	72.4	1.9	24.0	1.7
	公安職	58.8	1.6	39.6	—	58.1	1.5	40.4	—
	教育職(一)	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育職	92.5	4.2	3.0	0.4	92.3	4.3	3.0	0.4
	研究職	96.1	3.9	—	—	96.5	2.9	0.6	—
	医療職(一)	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
	医療職(二)	94.2	5.8	—	—	92.9	7.1	—	—
	医療職(三)	67.4	32.6	—	—	69.7	30.3	—	—
市学	計	86.7	11.0	2.0	0.2	86.9	10.7	2.2	0.2
町校	教育職	88.9	11.1	—	—	89.1	10.9	—	—
村職	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	—
立員	事務職	44.2	8.3	43.1	4.3	42.4	7.9	45.0	4.7

(4) 職員の級別構成

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて給料表の職務の級に分類することとされているが、給料表別級別の分布状況は第14表のとおりである。

第14表 給料表別級別職員構成

(単位：人)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	合 計	
県 関 係 職 員	行 政 職	419 (10.7)	457 (11.5)	743 (18.9)	1,373 (35.0)	603 (15.4)	234 (6.0)	62 (1.6)	22 (0.6)	8 (0.2)	3,921 (100)	
	公 安 職	286 (14.5)	491 (24.9)	338 (17.1)	394 (20.0)	250 (12.7)	160 (8.1)	39 (2.0)	10 (0.5)	6 (0.3)	1,974 (100)	
	教 育 職	164 (6.4)	2,158 (84.5)	特2級	3 級	4 級	—	—	—	—	—	2,554 (100)
				106 (4.2)	76 (3.0)	50 (2.0)						
	研 究 職	37 (21.6)	30 (17.5)	93 (54.4)	11 (6.4)	0 (0.0)	—	—	—	—	—	171 (100)
	医 療 職(一)	14 (41.2)	4 (11.8)	12 (35.3)	4 (11.8)	—	—	—	—	—	—	34 (100)
	医 療 職(二)	0 (0.0)	16 (6.7)	96 (40.2)	30 (12.6)	76 (31.8)	12 (5.0)	9 (3.8)	—	—	—	239 (100)
医 療 職(三)	0 (0.0)	26 (19.7)	40 (30.3)	38 (28.8)	24 (18.2)	4 (3.0)	—	—	—	—	132 (100)	
市 町 村 立 学 校 職 員	教 育 職	0 (0.0)	4,648 (84.4)	特2級	3 級	4 級	—	—	—	—	5,504 (100)	
				165 (3.0)	363 (6.6)	328 (6.0)						
	学 校 栄 養 職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 務 職	58 (20.9)	27 (9.7)	48 (17.3)	126 (45.3)	16 (5.8)	3 (1.1)	—	—	—	—	278 (100)	

(注) () 内の数字は、当該給料表における構成割合 (%)。四捨五入の関係で必ずしも 100%にならない。

(5) 給与の支給状況

基本的な給与である給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当及びその他の支給を含む給料表別の給与支給状況は第15表に示すとおりである。

第15表（その1） 給料表別平均給与月額

（単位：円）

区 分	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計	
全 職 員	350,554	10,302	464	5,363	7,720	3,285	377,688	
うち行政職員	320,529	10,779	976	6,218	7,352	1,256	347,110	
県 関 係 職 員	計	337,738	11,589	761	4,558	7,529	3,037	365,212
	行政職	321,616	10,961	1,045	6,659	7,371	1,208	348,859
	公安職	312,627	14,181	94	2,225	7,167	3,151	339,445
	教育職	382,897	11,171	—	3,172	7,968	1,142	406,349
	研究職	333,130	12,295	—	1,708	8,308	325	355,766
	医療職（一）	424,779	8,632	74,472	32,038	5,368	322,679	867,969
	医療職（二）	328,892	8,726	227	4,292	8,305	10,387	360,829
	医療職（三）	317,963	4,598	—	934	7,288	227	331,011
市学 町校	計	370,558	8,294	—	6,620	8,018	3,671	397,161
教育職	373,859	8,298	—	6,954	8,066	3,758	400,935	
村職	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	
立員	事務職	305,205	8,219	—	—	7,081	1,937	322,443

（注）その他は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

（注）各欄の計は四捨五入のため、合計と一致しない。

第15表（その2） 平均給与月額推移

（単位：円、％）

区 分	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合 計	
行政職員	28年	328,268	11,741	878	6,251	6,847	1,190	355,175(△0.3)
	29年	325,930	11,507	906	6,142	7,037	1,452	352,973(△0.6)
	30年	324,399	11,187	936	6,291	7,209	1,488	351,508(△0.4)
	31年	322,280	10,970	983	6,144	7,368	1,382	349,127(△0.7)
	R2年	320,529	10,779	976	6,218	7,352	1,256	347,110(△0.6)
全職員	28年	359,825	10,727	432	5,418	7,451	3,207	387,060(△0.1)
	29年	357,138	10,557	435	5,373	7,668	3,506	384,677(△0.6)
	30年	354,857	10,410	433	5,463	7,785	3,403	382,350(△0.6)
	31年	352,784	10,308	485	5,363	7,861	3,425	380,226(△0.6)
	R2年	350,554	10,302	464	5,363	7,720	3,285	377,688(△0.7)

（注）（ ）内の数字は、対前年増減率である。

2 民間給与の実態

人事委員会は、民間における給与の支給状況等を把握するために毎年職種別民間給与実態調査を実施している。調査の対象となるのは、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所である。

令和2年は、調査対象の329事業所のうち、無作為に抽出した142事業所の54職種（うち、行政職相当職種22職種）について調査を実施し、調査した実人員は、3,765人（うち、初任給関係583人）、調査職種該当者の推定数は10,228人（うち、行政職に相当するもの9,769人）である。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

令和2年4月現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 初任給

職種別、学歴別、企業規模別の初任給の平均額は、第16表に示すとおりである。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		計	50人以上	100～499人	100人未満
新 卒 事 務 員	大学卒	200,474	209,660	185,954	* 169,042
	短大卒	* 184,134	* 185,947	X	* 167,097
	高校卒	159,034	162,551	154,812	* 145,362
新 卒 技 術 者	大学卒	233,603	* 264,351	195,003	* 169,248
	短大卒	185,054	* 192,300	* 179,494	* 152,632
	高校卒	159,938	* 166,266	154,124	* 166,944
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	215,386	232,288	190,865	* 169,093
	短大卒	184,575	* 188,386	* 177,522	* 158,651
	高校卒	159,474	164,041	154,404	* 155,418
新 卒 船 員	海上技術 学 校 卒				
新 卒 大 学 助 教	大学卒				
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大学卒	X		X	
新 卒 研 究 員	大学卒	X	X		
新 卒 研 究 補 助 員	短大卒				
準 新 卒 医 師	高校卒				
準 新 卒 薬 剤 師	大学卒				
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	養成所卒				
新 卒 栄 養 士	大学卒				
準 新 卒 看 護 師	養成所卒				
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒				

(注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

3 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

- 4 「準新卒」とは、令和元年度中に資格免許を取得し、令和2年4月までの間に採用された場合をいう。

- (2) 職種別平均給与
令和2年4月分として支払われた職種別の平均給与額は、第17表に示すとおりである。

第17表 職種別平均給与（全企業規模）

職 種	調査実人員	平均年齢	きま っ て 支 給 す る 給 与		
			(A)	うち時間外手当 (B)	平均給与額 (A－B)
支 店 長	6 人	50.9 歳	511,474 円	7,927 円	503,547 円
工 場 長	3	54.4	796,407	—	796,407
事 務 部 長	93	53.1	543,211	778	542,433
技 術 部 長	85	53.0	602,983	456	602,527
事 務 部 次 長	25	51.7	590,352	—	590,352
技 術 部 次 長	8	51.9	469,255	—	469,255
事 務 課 長	180	48.6	504,860	19,283	485,577
技 術 課 長	215	50.2	535,035	1,074	533,961
事 務 課 長 代 理	64	47.9	482,010	20,343	461,667
技 術 課 長 代 理	104	49.2	526,193	15,466	510,727
事 務 係 長	296	43.6	384,958	42,508	342,450
技 術 係 長	287	44.3	478,681	73,435	405,246
事 務 主 任	143	40.5	302,175	18,286	283,889
技 術 主 任	134	44.9	375,757	45,097	330,660
事 務 係 員	1,032	37.5	258,470	23,320	235,150
技 術 係 員	981	39.4	333,635	43,581	290,054

- (3) 特別給
民間における特別給の平均支給額及び平均支給割合は、第18表に示すとおりである。

第18表 特別給の支給状況（全企業規模）

	支 給 額 (円)			支 給 割 合 (月分)		
	30年	31年	R2年	30年	31年	R2年
下 半 期	674,799	675,056	656,807	2.21	2.23	2.15
上 半 期	681,646	644,257	691,288	2.24	2.23	2.29
計	1,356,445	1,319,313	1,348,095	4.46	4.46	4.44

- (注1) 下半期は、前年の8月から当該年の1月まで、上半期は2月から7月までの期間をいう。
(注2) 所定内給与月額、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。
(注3) 特別給の支給月額の年間計は、4捨5入の関係で、必ずしも上半期と下半期の合計とは一致しない

3 給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、令和2年10月23日、特別給に関し、また、令和2年11月24日、月例給等に関し、議会及び知事に対して職員の給与等に関する報告を行った。

報告の概要は、次のとおりである。

(文中にある「本年」は令和2年である。)

「職員の給与等に関する報告及び勧告について」(令和2年10月23日)

第1 給与に関する報告について

○ 今回の報告のポイント

特別給は改定しないことが適当

* 月例給等については、後日、必要な報告及び勧告を予定

1 民間給与の調査

調査(職種別民間給与実態調査)は、人事院と共同して企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所329事業所中、142事業所を対象に実施した。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、原則実地によらない方法で、6月29日から7月31日まで特別給等の調査を先行して行い、126事業所の調査を完了した。

なお、月例給に関する調査は、8月17日から9月30日まで実施した。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 特別給(ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と現在の県職員の支給月数を比較した結果、概ね均衡している。

民間(A)	職員(B)	較差(A-B)
4.44月	4.45月	△0.01月

(参考) 人事院

民間(C)	国家公務員(D)	較差(C-D)
4.46月	4.50月	△0.04月



勧告
0.05月引下げ 4.45月

(2) 月例給

民間従業員と職員(行政職給料表適用職員)の4月分の給与について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士を比較した結果等を踏まえ、後日、必要な報告及び勧告を行う予定である。

「職員の給与等に関する報告について」（令和2年11月24日）

第1 給与に関する報告について

○ 今回の報告のポイント

月例給は改定しないことが適当

- * 民間給与との較差（77円、0.02%）が極めて小さく、人事院も同様に改定を見送っていることから月例給の改定はなし

1 民間給与の調査

調査（職種別民間給与実態調査）は、人事院と共同して企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所329事業所中、142事業所を対象に実施した。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給等の調査を6月29日から7月31日まで、月例給等の調査を8月17日から9月30日まで実施し、それぞれ126事業所の調査を完了した。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分の給与について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士を比較した結果、職員給与が民間給与を77円（0.02%）下回っている。

民間（A）	職員（B）	較差（A－B）	（参考）人事院
352,546円	352,469円	77円 (0.02%)	△164円 (△0.04%)

※民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給（ボーナス）（令和2年10月23日報告）

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と現在の職員の支給月数を比較した結果、概ね均衡していることから、改定しないことが適当であるとした。

民間（A）	職員（B）	較差（A－B）	（参考）人事院
4.44月	4.45月	△0.01月	△0.04月

【参考】月例給及び特別給ともに改定なしの場合の職員給与

行政職（平均年齢 42.2歳） 平均年間給与 5,696,000円

第2 公務運営の改善に関する報告について

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

今年度、新たな区分試験「一般行政特別枠」を設け、公務員試験対策が不要な試験を導入したところ、当該特別枠に関しては、従来からの「一般行政」を大幅に上回る受験者数を確保することができた。一方、技術系職種に関しては、依然として厳しい状況が続いているため、制度の見直しを引き続き積極的に行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、一部の試験で日程や会場の変更を余儀なくされた。今後とも、このような想定外の事態に臨機応変に対応できる試験実施体制を整えておく必要がある。

(2) 障がい者の採用

障がい者が、採用後も安定的にその能力が発揮できるよう、障がいの内容及び程度に応じて、適切な合理的配慮が必要である。

(3) 就職氷河期世代への支援

今年度、就職氷河期世代を対象とする採用試験を実施したところであるが、引き続き、中途採用の推進に努めるとともに、採用後も個々の職員が意欲、能力を生かして活躍できる環境を整備する必要がある。

(4) 人材の育成

人材の育成については、効率的な行政運営を進めていくため、継続的かつ計画的に推進し、人事評価制度については、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう、適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の育成・登用の推進

意欲と能力のある女性職員が活躍できるよう、研修や支援を充実させるとともに、幹部等ポストへの登用や幅広い分野への配置を行うなど、今後とも、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。

3 働き方改革と勤務環境の整備

限られた人員等の中で、効率的でより質の高い行政サービスを提供していくためには、職員が心身ともに健康で、意欲をもって働けるように取組を進めることが重要である。

このため、今後とも働き方改革の意識を高め、長時間労働の是正や個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、職員が心身の健康を保ちながら働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

(1) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の事前命令の徹底や業務の的確な進行管理等、マネジメントの強化を図り、組織全体として業務量の削減や合理化・平準化に取り組む必要がある。

イ 教員の業務負担の軽減

文部科学省の指針等を踏まえ、教員の適切な勤務環境の整備に向けた実効性のある取組を強く推進するとともに、学校全体で働き方に関する意識改革を進め、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減に着実に取り組む必要がある。

ウ 年次休暇等の取得促進

管理監督者自身が率先して休暇を取得することや取得計画を所属内で共有することによる取得しやすい環境づくりに努めることなどにより、年次休暇等の取得をさらに促進する必要がある。

エ 夏季休暇の在り方

本県では、7月から10月までの期間に3日の夏季休暇が設けられている中、国や各都道府県の状況を見ると、国が3日である一方、多くの都道府県はこれを上回っている。

こうした点も踏まえ、夏季休暇の日数の在り方について、本県の実情等も考慮しながら検討していくことが求められる。

(2) 個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進

ア 子育て・介護と仕事の両立支援

各種支援制度が有効に活用されるよう、その周知に努めるとともに、管理監督者をはじめ、職場全体の理解を促進し、さらに国の取組等を参考にしつつ、業務のサポート体制を確立することが求められる。

イ 柔軟で効率的な働き方の推進

時差出勤の 패턴の拡充やサテライトオフィスの本格的な実施等に取り組んでいるところであるが、今後とも勤務時間の弾力化やテレワーク環境の充実等、柔軟で効率的な働き方を推進することが求められる。

ウ テレワークの推進

テレワークは、働き方改革の観点に加え、今回の新型コロナウイルス感染症など、非常時における業務の安定的な継続等の観点からも効果が期待される。

このため、今般のコロナ禍において暫定的に導入した在宅勤務について、本格的な導入を検討するなど、テレワークの活用をさらに推進する必要がある。

(3) 心身の健康づくり

定期健康診断の全員受診の徹底等による職員の健康保持・増進や、心の健康に係る未然防止、早期発見・早期治療等のそれぞれの場面での適切な対策に取り組むなど、職員が心身ともに健康で働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

ハラスメントが人権に関わる許されない行為であり、勤務環境や心身に支障を及ぼすものであるという認識のもとに、相談しやすい体制づくりや相談対応の研修等の取組を推進するとともに、国における取組等も参考に、さらに有効な取組を検討する必要がある。

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

国会に提出された「地方公務員法の一部を改正する法律案」は継続審議中であるため、引き続き、今後の法制化の状況や他の地方公共団体の動向等を注視しながら、高齢層職員の雇用をめぐる様々な課題について、本県の実情を踏まえて具体的に検討していく必要がある。

5 会計年度任用職員制度の適正な運用

今年度から導入された会計年度任用職員制度については、今後とも、適正な制度の運用を図る必要がある。

6 信頼の確保

(1) 公務員の倫理

県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いているため、各任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていく必要がある。

(2) 危機事象への対応

近年の大規模災害の多発や、住民の生命・財産への被害の激甚化、さらには、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による多方面への影響を踏まえ、このような非常時においても、業務を安定的に継続し、県民の信頼を維持できるよう、業務継続計画に従って体制を整備するとともに、県民にとって必要な情報を適時適切に提供することが必要である。

第 4 章

審 查 関 係

1 措置要求、審査請求の審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し適当な措置が執られるべきことの要求があった場合に、これを審査して判定を行い、その結果に基づいて必要な措置の勧告を行うものである。

令和2年度は、1件を受理した。(第19表参照)

第19表 勤務条件に関する措置の要求の係属状況

区 分	令和元年度末 係 属 件 数	令和2年度中 要 求 件 数	令和2年度中処理件数			令和2年度末 係 属 件 数
			要求却下	判 定	取 下 げ	
給 与	0	1	0	0	0	1
勤務時間	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	1

(2) 不利益処分に関する審査請求

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求があった場合に、これを審査し、裁決を行うとともに、必要に応じ適切な是正の指示を行うものである。

令和2年度は、前年度からの係属案件はなく、新たな審査請求もなかった。(第20表参照)

第20表 不利益処分に関する審査請求の係属状況

区 分	令和元年度末 係 属 件 数	令和2年度中 申 立 件 数	令和2年度中処理件数			令和2年度末 係 属 件 数
			申立却下	裁 決	取 下 げ	
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(3) 職員の苦情の処理

この制度は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和2年度は、苦情相談として27件を受理した。(第21表参照)

第21表 苦情相談件数

	任用関係	給与・勤務 時間関係	分限及び 懲戒関係	服務関係	厚生・福利 関係	人間関係	計 (件数)
知事部局	1	4	0	3	0	9	17
教育委員会	1	0	0	2	0	4	7
不明	0	2	0	1	0	0	3
計(件数)	2	6	0	6	0	13	27

※知事部局の件数には、県議会事務局、各種委員会分を含む。

2 労働基準監督機関としての職権の行使

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項に基づき、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権を行使している。労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分は、令和3年3月31日現在、第22表のとおりである。

令和2年度の主な監督事項の実績は、第23表のとおりである。

また、労働安全衛生法に基づくボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況は、第24表のとおりである。

なお、令和2年度は、書面による「勤務環境に関する実態調査」を行った他、選定した14事業所に対して、「勤務環境に関する実態調査」及び「危険な作業を必要とする機械等に関する現況調査」に関する実地調査を行った。

第22表 労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分 (令和3年3月31日現在)

号	別	事務（業）所	事務所数	監督区分
1	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）	企業局	1	労働基準監督署
2	鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業	該当なし	—	
3	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	土木事務所 港湾事務所	10 3	
4	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	該当なし	—	
5	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業	該当なし	—	
6	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業	該当なし	—	
7	動物の飼育又は水産動植物の栽培若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	該当なし	—	
8	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業	該当なし	—	
9	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	該当なし	—	
10	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業	該当なし	—	

別表第1に含まれない官公署	知事部局本庁	1	人事委員会
	議会事務局	1	
	教育庁本庁	1	
	警察本部	1	
	選挙管理委員会事務局	1	
	監査事務局	1	
	人事委員会事務局	1	
	労働委員会事務局	1	
	宮崎海区漁業調整委員会事務局	1	
	宮崎内水面漁場管理委員会事務局	1	
	東京事務所	1	
	福岡事務所	1	
	県税・総務事務所	7	
	西臼杵支庁	1	
	福祉こどもセンター	3	
	福祉事務所	1	
	身体障害者相談センター	1	
	女性相談所	1	
	きりしま寮	1	
	児童相談所	3	
	消費生活センター	1	
	計量検定所	1	
	大阪事務所	1	
農林振興局	6		
家畜保健衛生所	3		
教育事務所	3		
スポーツ指導センター	1		
警察署	13		
労働基準監督機関別事務（業）所数	労働基準監督署	43	
	人事委員会	141	
	計	184	

第23表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績

(令和3年3月31日現在)

内 容	件 数	関 係 事 項
適 用 事 業 報 告	0	労働基準法施行規則第57条
一 せ い 休 憩 除 外 認 定 申 請	5	労働基準法第34条 労働基準法施行規則第15条
時 間 外 労 働 ・ 休 日 労 働 に 関 す る 届 出	81	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第17条第1項
産 業 医 選 任 報 告	24	労働安全衛生法第13条 労働安全衛生規則第13条
衛 生 管 理 者 選 任 報 告	27	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第7条
放 射 線 装 置 等 設 置 届	1	労働安全衛生法第88条
有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則 一 部 適 用 除 外 認 定	0	有機溶剤中毒予防規則第3条、第4条
ボ イ ラ ー 設 置 届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボ イ ラ ー 落 成 検 査 申 請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第14条
第 一 種 圧 力 容 器 設 置 届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第56条
第 一 種 圧 力 容 器 落 成 検 査 申 請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第59条
定 期 健 康 診 断 結 果 報 告	66	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第52条
心 理 的 な 負 担 の 程 度 を 把 握 す る た め の 検 査 結 果 等 報 告	70	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の21
断 続 的 な 宿 直 又 は 日 直 勤 務 許 可 申 請	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条
監 視 又 は 断 続 的 労 働 に 従 事 す る 者 に 対 す る 適 用 除 外 許 可 申 請	7	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第34条

第24表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況

(令和3年3月31日現在)

区分	事務(業)所名	番号	検査年月日	検査結果	有効期間
第一種 圧力 容器	宮崎農業高等学校	JA-6	R2. 7. 1	合格	R2. 7. 29~R3. 7. 28
	宮崎海洋高等学校	JA-9	R3. 2. 18	合格	R3. 3. 1~R4. 2. 28
		JA-22	R3. 2. 18	合格	R3. 3. 29~R4. 3. 28
	食品開発センター	JA-11	R2. 8. 25	合格	R2. 9. 3~R3. 9. 2
		JA-12	R2. 8. 25	合格	R2. 9. 3~R3. 9. 2
		JA-24	R2. 8. 25	合格	R2. 9. 16~R3. 9. 15
	都城農業高等学校	JA-13	R2. 5. 21	合格	R2. 6. 16~R3. 6. 15
	木材利用技術センター	JA-14	R3. 2. 22	合格	R3. 3. 20~R4. 3. 19
		JA-16	R3. 2. 22	合格	R3. 3. 20~R4. 3. 19
	門川高等学校	JA-17	令和2年3月1日より休止		
	総合農業試験場	JA-20	R2. 11. 24	合格	R2. 12. 6~R3. 12. 5
	高鍋農業高等学校	JA-21	R2. 8. 27	合格	R2. 9. 16~R3. 9. 15
林業技術センター	JA-23	R3. 2. 25	合格	R3. 3. 12~R4. 3. 11	
ボイラー	宮崎工業高等学校	JB-4	平成18年4月1日より休止		
	日南振徳高等学校	JB-5	平成19年4月1日より休止		

第一種圧力容器 12基 ボイラー 0基 合計 12基 (使用休止中を除く。)

3 職員団体関係

(1) 管理職員等の範囲

管理職員等の範囲は、「管理職員等の範囲を定める規則」で定めており、行政機関の組織及び職の改廃又は新設等があった場合には、それに適合するように同規則の改正を行っている。

令和2年度には、第25表のとおり同規則別表の改正を行った。この改正の結果、各行政機関における管理職員等の総数は令和2年4月1日現在で実人員723名であり、その内容は第26表のとおりである。

第25表 管理職員等の範囲を定める規則別表の改正状況

区分		改正前	改正後	改正の理由	改正年月日
知事 部局	本庁	部長 危機管理統括監 会計 管理者 次長 局長 会計管 理局次長 課長 室長 高速 道対策局次長 課長補佐 総 合政策課の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹 並びに秘書である副主幹、主 査、主任主事及び主事 総務 課の主幹又は副主幹 人事課 の主幹又は副主幹並びに人事 又は給与の事務に従事する副 主幹、主査、主任主事及び主 事 人事課行政改革推進室の 主幹又は副主幹並びに組織・ 人材育成又は改革推進の事務 に従事する副主幹、主査、主 任主事及び主事 財政課の主 幹又は副主幹 財産総合管理 課の主幹又は副主幹 総務事 務センターの主幹又は副主幹	部長 危機管理統括監 会計 管理者 会計管理局長 次長 局長 会計管理局次長 課 長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主 幹又は副主幹 秘書広報課の 主幹又は副主幹並びに秘書で ある副主幹、主査、主任主事 及び主事 総務課の主幹又は 副主幹 人事課の主幹又は副 主幹並びに人事又は給与の事 務に従事する副主幹、主査、 主任主事及び主事 人事課行 政改革推進室の主幹又は副主 幹並びに組織・人材育成又は 改革推進の事務に従事する副 主幹、主査、主任主事及び主 事 財政課の主幹又は副主幹 財産総合管理課の主幹又は 副主幹 総務事務センターの 主幹又は副主幹	組織改正	R2. 4. 1
		[略]	[略]		
	[略]	[略]			

第26表 管理職員等の指定状況

機 関 名		令和2年4月1日現在		
		職員数(名)	管理職員等	
			指定数(名)	指定率(%)
議 会 事 務 局		31	9 (9)	29.0 (29.0)
知 事 部 局		3,616	461 (440)	12.7 (12.2)
人 事 委 員 会 事 務 局		15	7 (7)	46.7 (46.7)
監 査 事 務 局		17	5 (5)	29.4 (29.4)
労 働 委 員 会 事 務 局		10	3 (3)	30.0 (30.0)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		4	1 (0)	25.0 (0.0)
教育委員会	事務局等	347	83 (83)	23.9 (23.9)
	県立学校	2,957	176 (176)	6.0 (6.0)
	計	3,304	259 (259)	7.8 (7.8)
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局		2	1 (0)	50.0 (0.0)
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局		0	1 (0)	- (-)
計		6,999	747 (723)	10.7 (10.3)

(注) () 内の数字は実人員数を示す。

(2) 職員団体の登録

職員団体は、人事委員会に対して、登録を申請することができるという登録制度が設けられており、令和2年度末における登録職員団体数は4団体である。地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例に基づいて人事委員会に登録されている令和2年度の職員団体の状況は、第27表のとおりである。

なお、登録された職員団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項の規定により、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより法人になることができ、令和2年度末で法人格を持つ職員団体は3団体となっている。

第27表 登録職員団体の状況 (令和2年度)

名称	宮崎県高等学校 教職員組合	宮崎県 教職員組合	宮崎県庁職員 労働組合	教育事務 ユニオ ンオ ザ シ キ
登録番号	第1号	第3号	第5号	第6号
登録年月日	S41. 9. 27	S41. 9. 27	S41. 9. 27	H13. 6. 8
主たる事務所の所在地	宮崎市太田 1丁目3番40号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内	宮崎市橋通東 2丁目10番1号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内
代表者	執行委員長 相馬 早苗	執行委員長 谷口 博次	執行委員長 大村 謙司	執行委員長 大窪 浩二
職員団体名又は 連合体の区分	単位団体	単位団体	単位団体	単位団体
法人格取得 の有無	有	有	有	無
役員数	執行委員長 1名 書記長兼 会計委員 1名 監査委員 2名 計4名	執行委員長 1名 書記長 1名 専従執行委員 0名 非専従執行委員 3名 専門部長 2名 会計監査 3名 特別執行委員 3名 計13名	執行委員長 1名 副執行委員長 1名 書記長 1名 執行委員 10名 会計監事 3名 特別執行委員 3名 計19名	執行委員長 1名 執行副委員長 2名 書記長 1名 書記次長 1名 監査委員 2名 計7名
登録事項の変更	役員改選 (R2. 4. 1)	役員改選 (R2. 4. 1)	役員改選 (R2. 4. 1)	役員改選 (R2. 4. 1)

4 分限及び懲戒

任命権者が分限及び懲戒処分を行った場合は、関係規則の定めるところにより、書面の写し1通を添えて、人事委員会に通知することになっている。

令和2年度の方限及び懲戒処分の状況は、第28表のとおりである。

第28表 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分 任命権者	分 限 (件数)					懲 戒 (件数)				
	免 職	降 任	降給※	休 職	計	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
知事部局	0	0		155	155	0	1	1	2	4
教育委員会	0	0		167	167	1	0	1	2	4
警察本部	0	0		27	27	0	1	1	1	3
議 会	0	0		0	0	0	0	0	0	0
各種委員会	0	0		0	0	0	0	0	0	0
企業局	0	0		0	0	0	0	0	0	0
病院局	0	0		63	63	0	1	0	0	1

※処分事由の「降給」は、本県条例では定められていない。

第 5 章

資

料

1 県職員採用試験の状況

(1) 県職員採用試験

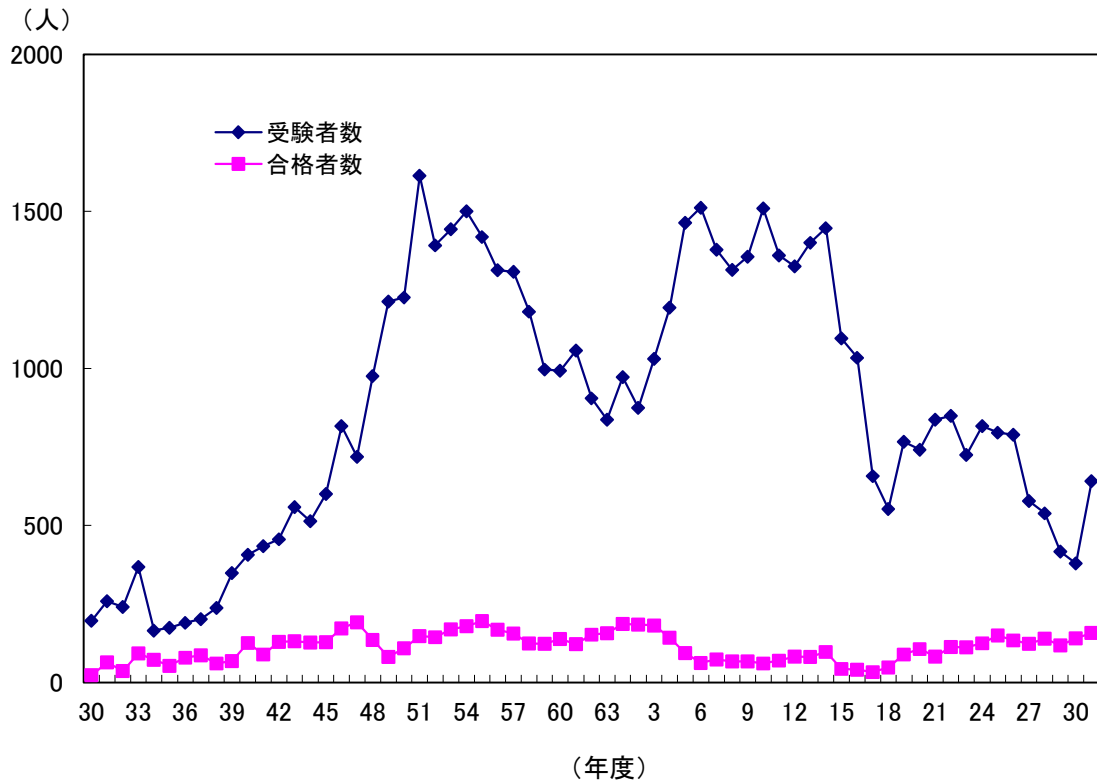
① 実施状況(大学卒業程度)

年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
30	10	387	41	9.4	63	14	905	153	5.9
31	5	197	23	8.6	H元	16	837	157	5.3
32	7	259	65	4.0	2	16	973	187	5.2
33	8	241	37	6.5	3	15	875	185	4.7
34	11	368	93	4.0	4	15	1,031	182	5.7
35	10	166	73	2.3	5	15	1,194	143	8.3
36	12	175	54	3.2	6	13	1,464	94	15.6
37	12	190	79	2.4	7	14	1,512	63	24.0
38	13	202	87	2.3	8	12	1,378	74	18.6
39	14	238	61	3.9	9	12	1,314	67	19.6
40	15	349	68	5.1	10	13	1,356	67	20.2
41	17	407	126	3.2	11	12	1,509	61	24.7
42	14	434	89	4.9	12	13	1,360	70	19.4
43	15	456	130	3.5	13	12	1,325	83	16.0
44	16	559	132	4.2	14	12	1,400	82	17.1
45	15	514	128	4.0	15	13	1,447	98	14.8
46	14	600	129	4.7	16	13	1,096	44	24.9
47	15	817	173	4.7	17	10	1,034	41	25.2
48	16	719	192	3.7	18	11	657	33	19.9
49	15	976	136	7.2	19	11	553	48	11.5
50	11	1,213	82	14.8	20	13	766	89	8.6
51	12	1,226	110	11.1	21	14	742	107	6.9
52	17	1,614	148	10.9	22	11	837	83	10.1
53	12	1,392	144	9.7	23	15	849	113	7.5
54	16	1,443	169	8.5	24	15	725	112	6.5
55	15	1,500	179	8.4	25	14	817	125	6.5
56	14	1,419	196	7.2	26	15	796	150	5.3
57	14	1,313	168	7.8	27	15	789	134	5.9
58	13	1,308	156	8.4	28	15	578	123	4.7
59	14	1,181	124	9.5	29	15	539	140	3.9
60	12	997	123	8.1	30	15	417	119	3.5
61	14	993	139	7.1	R元	15	379	141	2.7
62	12	1,057	122	8.7	R2	16	642	158	4.1

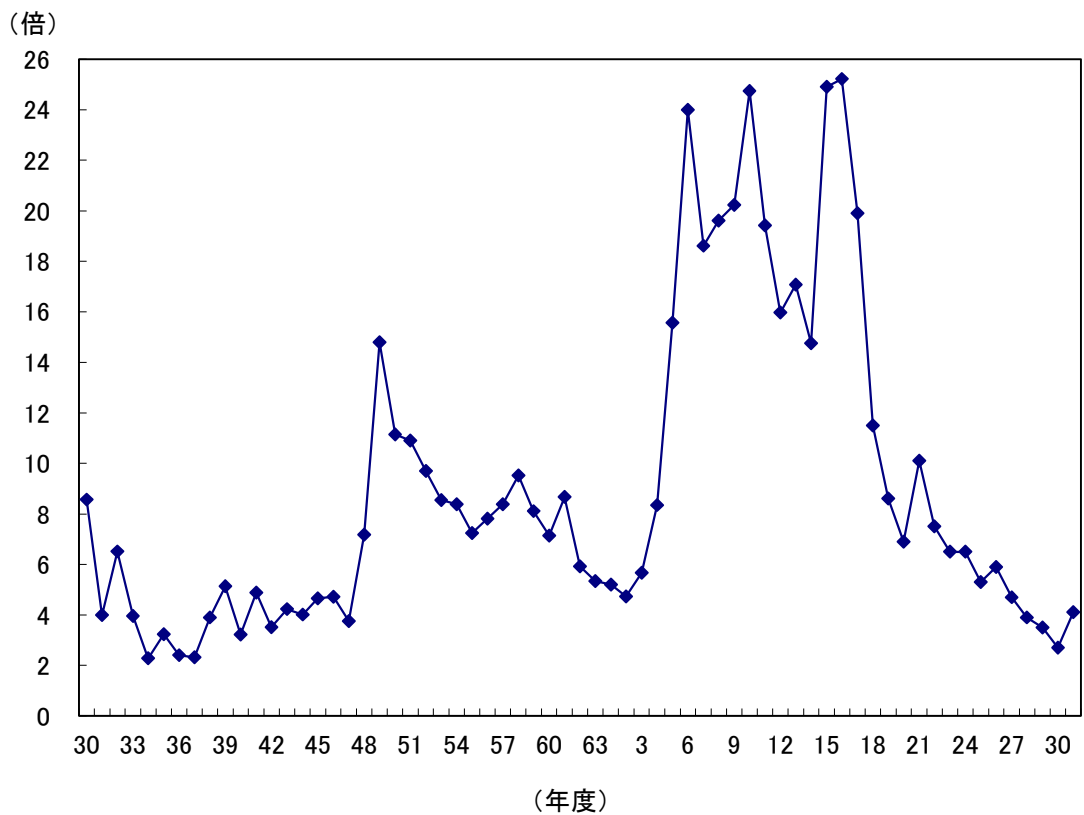
② 実施状況(大学卒業程度(社会人))

年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
24	1	269	9	29.9	29	3	113	9	12.6
25	1	187	8	18.6	30	3	95	15	6.3
26	1	164	9	14.1	R元	4	93	18	5.2
27	3	122	10	12.2	R2	4	106	21	5.0
28	4	119	12	9.9					

③受験者数及び合格者数の推移(大学卒業程度、社会人除く)



④競争率の推移(大学卒業程度、社会人除く)

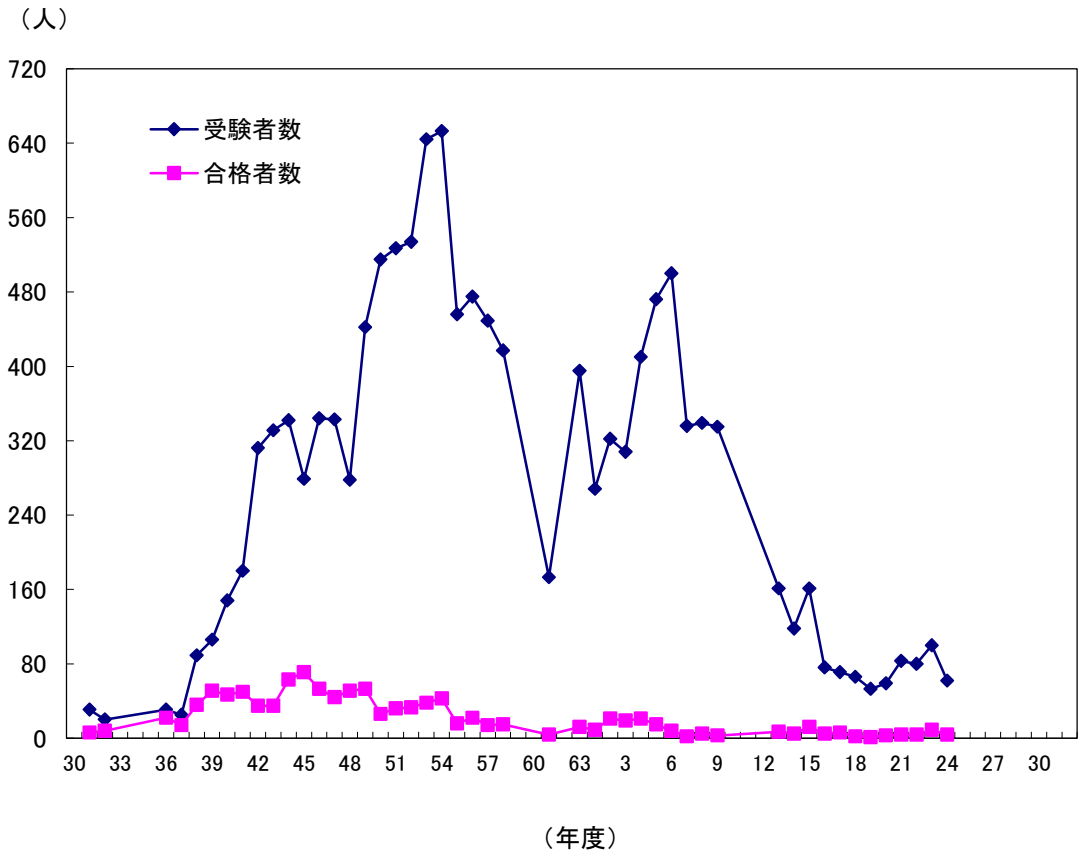


(2) 県職員採用試験（短期大学卒業程度）

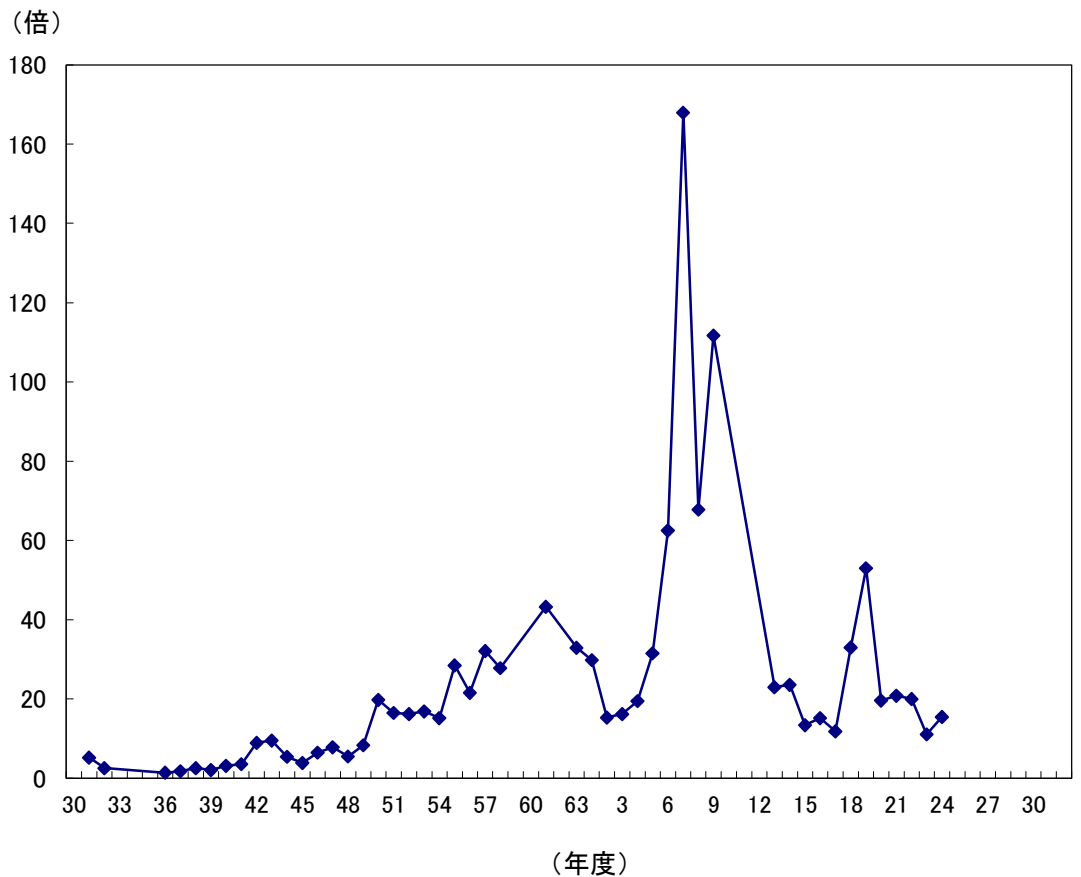
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	—	—	—	—	63	1	395	12	32.9
31	1	31	6	5.2	H元	1	268	9	29.8
32	1	20	8	2.5	2	2	322	21	15.3
33	—	—	—	—	3	2	308	19	16.2
34	—	—	—	—	4	2	410	21	19.5
35	—	—	—	—	5	1	472	15	31.5
36	1	31	22	1.4	6	1	500	8	62.5
37	2	25	14	1.8	7	1	336	2	168.0
38	3	89	36	2.5	8	1	339	5	67.8
39	4	106	51	2.1	9	1	335	3	111.7
40	4	148	47	3.1	10	—	—	—	—
41	4	180	50	3.6	11	—	—	—	—
42	5	312	35	8.9	12	—	—	—	—
43	5	331	35	9.5	13	1	161	7	23.0
44	5	342	63	5.4	14	1	118	5	23.6
45	6	279	71	3.9	15	2	161	12	13.4
46	6	344	53	6.5	16	1	76	5	15.2
47	5	343	44	7.8	17	1	71	6	11.8
48	6	278	51	5.5	18	1	66	2	33.0
49	7	442	53	8.3	19	1	53	1	53.0
50	4	515	26	19.8	20	1	59	3	19.7
51	3	527	32	16.5	21	1	83	4	20.8
52	5	534	33	16.2	22	1	80	4	20.0
53	4	644	38	16.9	23	1	100	9	11.1
54	4	653	43	15.2	24	1	62	4	15.5
55	5	456	16	28.5	25	—	—	—	—
56	3	475	22	21.6	26	—	—	—	—
57	3	449	14	32.1	27	—	—	—	—
58	2	417	15	27.8	28	—	—	—	—
59	—	—	—	—	29	—	—	—	—
60	—	—	—	—	30	—	—	—	—
61	1	173	4	43.3	R元	—	—	—	—
62	—	—	—	—	R2	—	—	—	—

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移

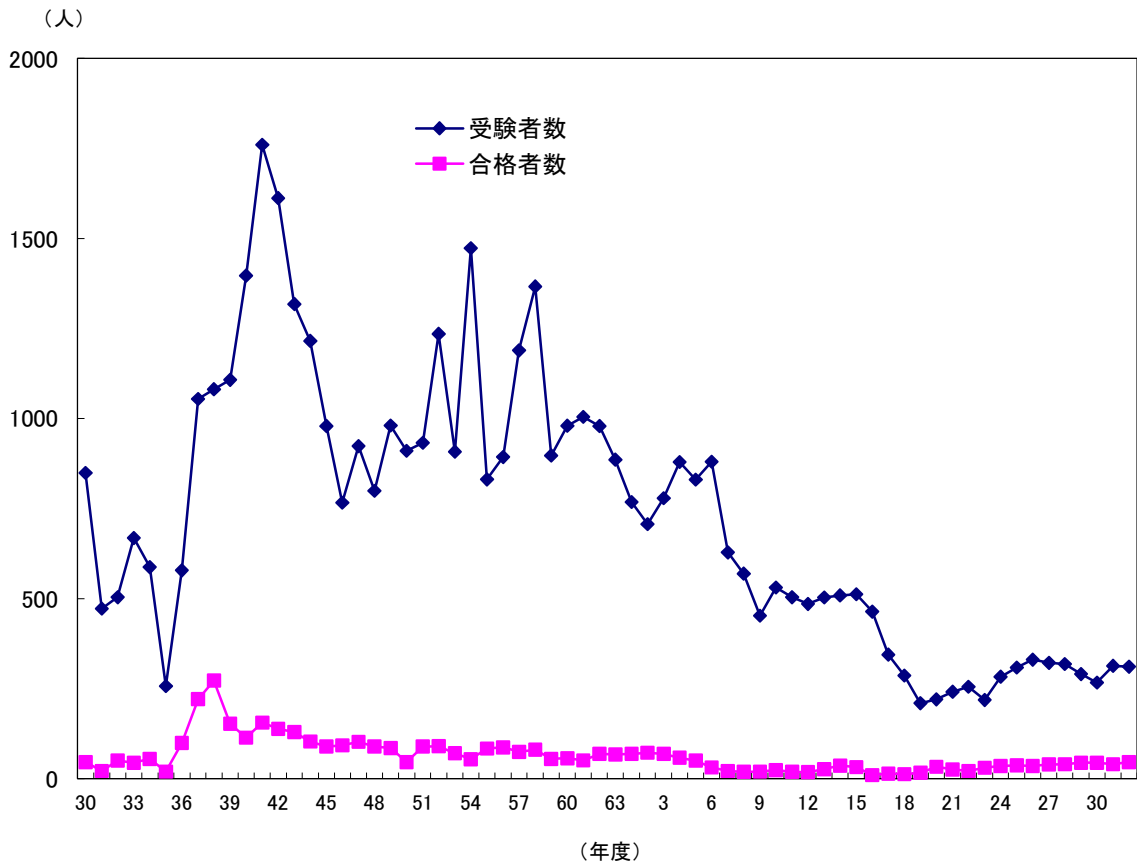


(3) 県職員採用試験（高等学校卒業程度）

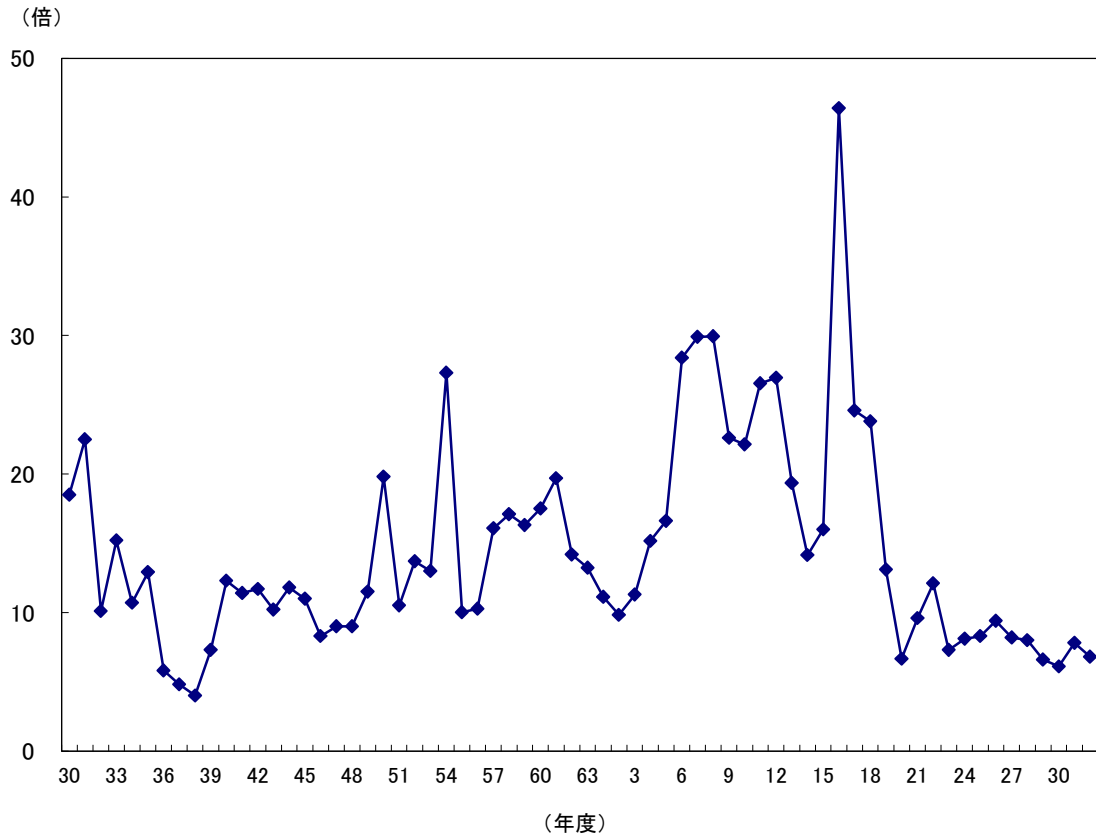
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	8	849	46	18.5	63	5	886	67	13.2
31	2	472	21	22.5	H元	5	768	69	11.1
32	1	504	50	10.1	2	5	707	72	9.8
33	3	668	44	15.2	3	5	779	69	11.3
34	3	587	55	10.7	4	3	879	58	15.2
35	3	257	20	12.9	5	4	830	50	16.6
36	6	578	99	5.8	6	4	880	31	28.4
37	9	1,054	221	4.8	7	4	628	21	29.9
38	9	1,081	272	4.0	8	5	569	19	29.9
39	8	1,107	152	7.3	9	4	452	20	22.6
40	8	1,397	114	12.3	10	3	531	24	22.1
41	8	1,760	155	11.4	11	4	504	19	26.5
42	8	1,612	138	11.7	12	4	485	18	26.9
43	9	1,318	129	10.2	13	4	503	26	19.3
44	8	1,215	103	11.8	14	4	509	36	14.1
45	5	979	89	11.0	15	3	512	32	16.0
46	5	766	92	8.3	16	3	464	10	46.4
47	5	923	102	9.0	17	2	344	14	24.6
48	5	799	89	9.0	18	2	286	12	23.8
49	5	981	85	11.5	19	2	209	16	13.1
50	5	910	46	19.8	20	3	220	33	6.7
51	4	932	89	10.5	21	4	241	25	9.6
52	6	1,235	90	13.7	22	4	255	21	12.1
53	6	908	70	13.0	23	4	218	30	7.3
54	6	1,473	54	27.3	24	4	283	35	8.1
55	7	831	83	10.0	25	4	308	37	8.3
56	6	893	87	10.3	26	4	330	35	9.4
57	7	1,189	74	16.1	27	4	321	39	8.2
58	8	1,367	80	17.1	28	4	318	40	8.0
59	8	897	55	16.3	29	4	290	44	6.6
60	6	980	56	17.5	30	4	267	44	6.1
61	5	1,004	51	19.7	R元	4	313	40	7.8
62	4	979	69	14.2	R2	6	311	46	6.8

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移

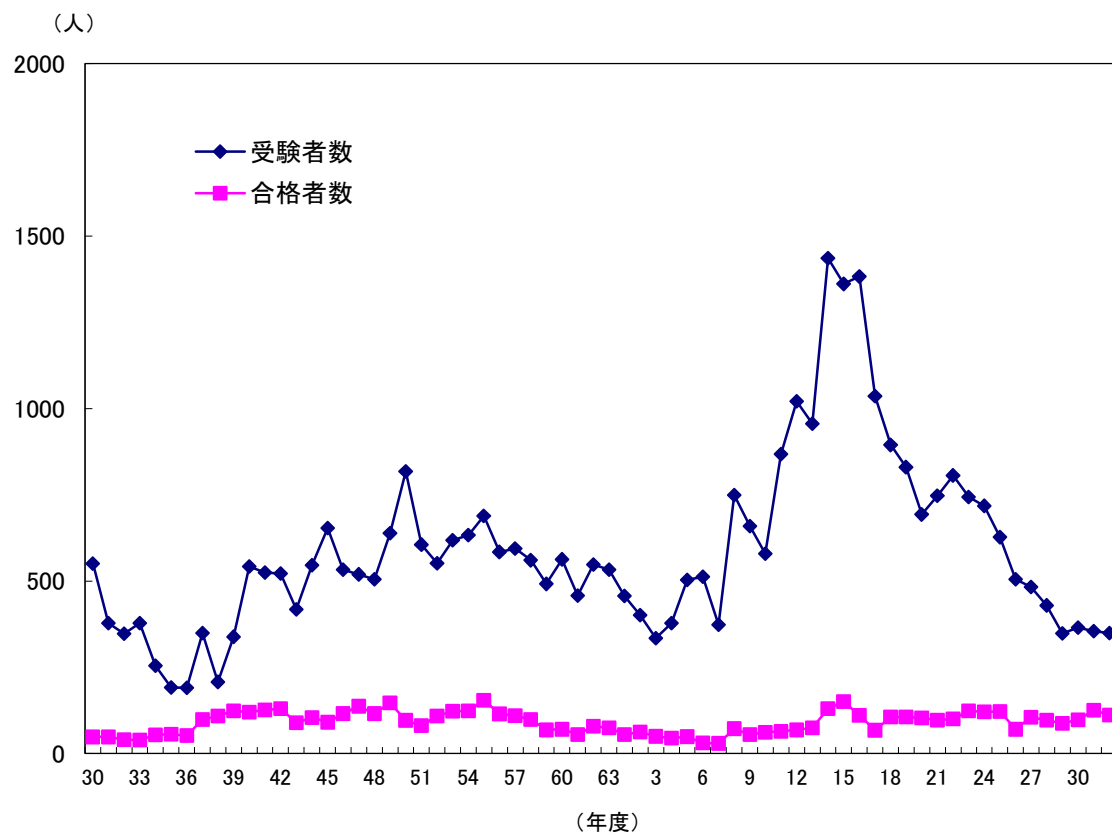


(4) 警察官採用試験

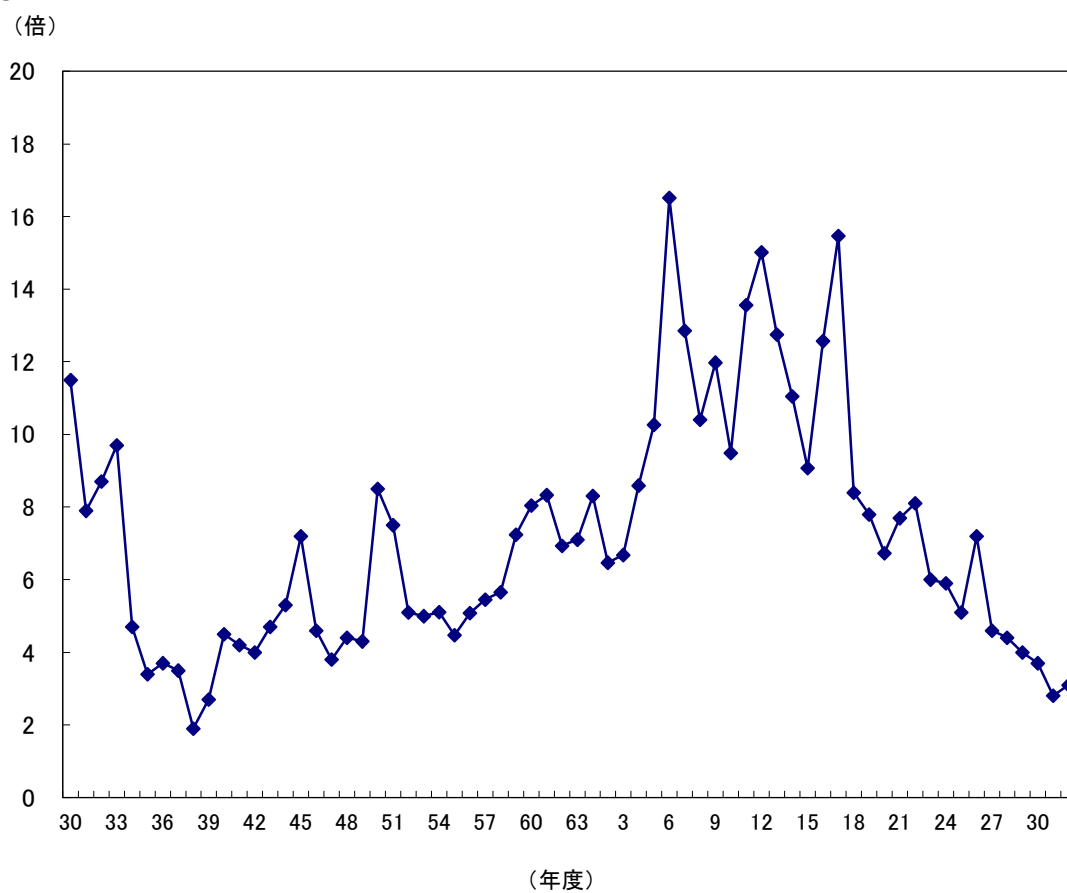
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	1	550	48	11.5	63	2	533	75	7.1
31	1	378	48	7.9	H元	3	457	55	8.3
32	1	347	40	8.7	2	3	401	62	6.5
33	1	378	39	9.7	3	3	334	50	6.7
34	1	255	54	4.7	4	3	378	44	8.6
35	1	191	56	3.4	5	2	503	49	10.3
36	1	190	52	3.7	6	2	512	31	16.5
37	1	349	99	3.5	7	2	373	29	12.9
38	1	207	108	1.9	8	4	749	72	10.4
39	1	338	124	2.7	9	3	659	55	12.0
40	1	542	120	4.5	10	2	579	61	9.5
41	1	525	126	4.2	11	3	868	64	13.6
42	1	522	130	4.0	12	3	1,021	68	15.0
43	1	418	89	4.7	13	3	956	75	12.7
44	1	546	104	5.3	14	5	1,436	130	11.0
45	1	654	91	7.2	15	6	1,361	150	9.1
46	1	533	116	4.6	16	6	1,383	110	12.6
47	1	519	137	3.8	17	4	1,036	67	15.5
48	1	505	116	4.4	18	4	894	106	8.4
49	2	639	147	4.3	19	4	830	106	7.8
50	2	818	96	8.5	20	4	693	103	6.7
51	2	606	81	7.5	21	4	747	97	7.7
52	2	551	108	5.1	22	4	806	100	8.1
53	2	618	123	5.0	23	4	744	124	6.0
54	2	633	124	5.1	24	4	718	121	5.9
55	2	689	154	4.5	25	4	627	122	5.1
56	2	584	115	5.1	26	4	505	70	7.2
57	2	594	109	5.4	27	4	483	105	4.6
58	2	560	99	5.7	28	4	429	97	4.4
59	2	492	68	7.2	29	4	348	87	4.0
60	2	563	70	8.0	30	4	365	98	3.7
61	2	458	55	8.3	R元	4	354	125	2.8
62	2	548	79	6.9	R2	4	349	111	3.1

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移



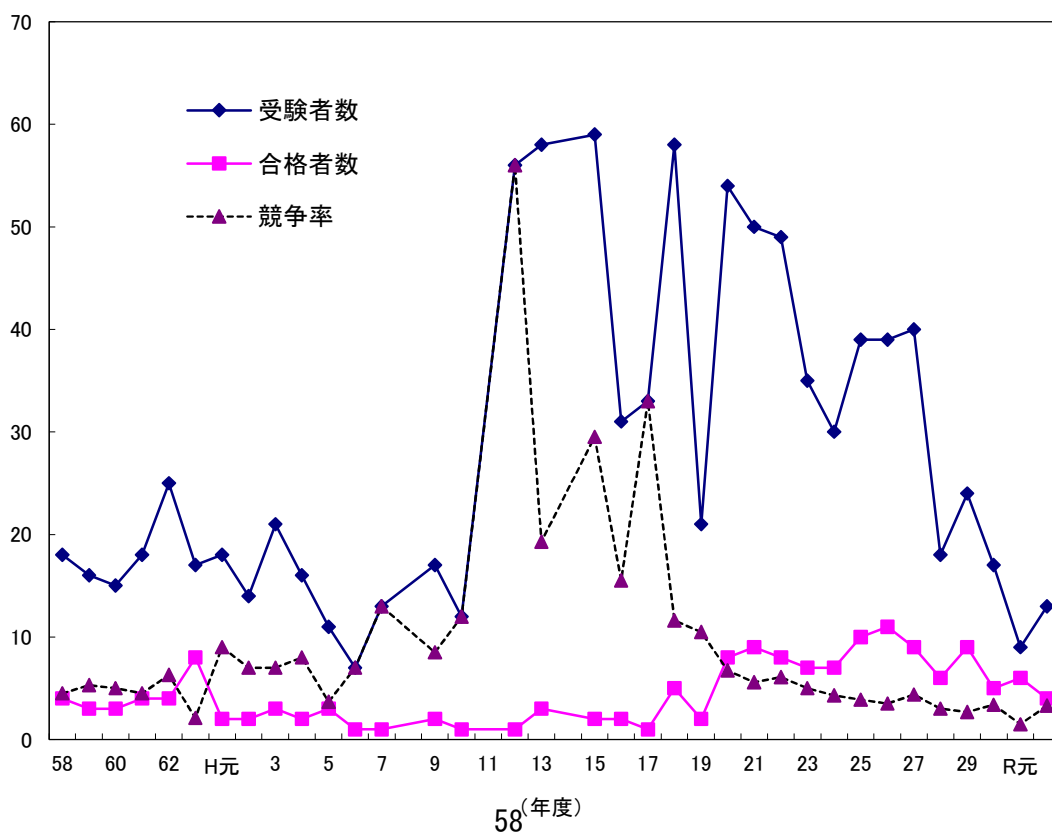
(5) 保健師採用試験

① 実施状況

年度	受験者数		競争率	年度	受験者数		競争率
	A	B	A/B		A	B	A/B
58	18	4	4.5	14	—	—	—
59	16	3	5.3	15	59	2	29.5
60	15	3	5.0	16	31	2	15.5
61	18	4	4.5	17	33	1	33.0
62	25	4	6.3	18	58	5	11.6
63	17	8	2.1	19	21	2	10.5
H元	18	2	9.0	20	54	8	6.8
2	14	2	7.0	21	50	9	5.6
3	21	3	7.0	22	49	8	6.1
4	16	2	8.0	23	35	7	5.0
5	11	3	3.7	24	30	7	4.3
6	7	1	7.0	25	39	10	3.9
7	13	1	13.0	26	39	11	3.5
8	—	—	—	27	40	9	4.4
9	17	2	8.5	28	18	6	3.0
10	12	1	12.0	29	24	9	2.7
11	—	—	—	30	17	5	3.4
12	56	1	56.0	R元	9	6	1.5
13	58	3	19.3	R2	13	4	3.3

② 受験者数、合格者数及び競争率の推移

(人)(倍)



(6) 薬剤師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
15	—	—	—
16	17	1	17.0
17	17	4	4.3
18	14	5	2.8
19	23	4	5.8
20	25	7	3.6
21	12	4	3.0
22	13	7	1.9
23	16	9	1.8
24	25	13	1.9
25	17	8	2.1
26	15	10	1.5
27	14	11	1.3
28	12	7	1.7
29	8	4	2.0
30	11	8	1.4
R元	6	4	1.5

※令和2年度より選考により採用する職となった。

(7) 診療放射線技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
14	34	2	17.0
15	—	—	—
16	—	—	—
17	22	1	22.0
18	—	—	—
19	16	1	16.0
20	20	3	6.7
21	14	2	7.0
22	21	3	7.0
23	14	2	7.0
24	11	2	5.5
25	9	4	2.3

※平成26年度より選考により採用する職となった。

(8) 臨床検査技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
15	39	1	39.0
16	34	4	8.5
17	20	3	6.7
18	27	1	27.0
19	24	2	12.0
20	—	—	—
21	28	3	9.3
22	—	—	—
23	29	4	9.3
24	32	3	10.7
25	24	6	4.0
26	17	4	4.3
27	24	3	8.0
28	17	3	5.7
29	21	5	4.2
30	26	4	6.5
R元	18	2	9.0
R2	18	2	9.0

2 給与勧告の経緯

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
26	11.28			
27	11.20			
28	11.30			
29	10.13	3級 7.1 4-7級 20.0 8・9級 28.5 10-13級 27.5		
30	11.10	2-3級 0.6 4-7級 6.5 8・9級 11.0 10-14級 0.09		
31	11.30	4-7級 8.5 8-9級 6.4 10級以上 25.6		32. 4. 1から国に準じて給料表改正
32	11.30		2.3	
33	11.29	行政 全職	11.8 1.9	
34	12.15		3.0	
35	12. 6		14.3	
36	12. 1		9.0	
37	11.26		8.6	
38	11.26		6.8	
39	11.14		7.2	8.9
40	11. 1		6.84	7.12
41	10.19		6.30	6.67
42	10.17		5.42	7.75
43	10.15		5.21	7.88
44	10.14		7.70	9.8
45	10. 8		9.94	全職 11.7 行政 11.33
46	10.16		9.34	全職 11.40 行政 11.45
47	10. 9		13.02	全職 10.56 行政 10.47
48	9.17		12.79	全職 15.31 行政 15.28
49	8.23		28.39	全職 28.73 行政 29.17
50	10.13		8.89	全職 10.46 行政 10.82
51	11. 2		6.02	全職 6.55 行政 6.90
52	11. 2		6.24	全職 6.61 行政 6.96
53	10.26		3.47	全職 3.71 行政 3.82

1号下位切替え
50. 6. 1

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
23	12. 10		23. 12. 1から勧告どおり
24	12. 4		実施せず
25	8. 9		26. 1. 1から一部実施
26	8. 20		26. 10. 1から一部実施
27	8. 1		27. 11. 1から一部実施
28	7. 18		29. 1. 1から一部実施
29	7. 19	2・3級 4.7 4－7級 9.0 8－14級	ベース改定勧告留保
30	7. 16	2・3級 4.7 4－7級 8.9 8－14級 12.4	ベース改定勧告留保
31	7. 16	11.0	俸給表の合理化勧告 32. 4. 1から一部実施
32	7. 16	3.0	32. 4. 1からほぼ完全実施
33	7. 16	4.0	通勤手当新設 (33. 4. 1) 34. 4. 1から完全実施
34	7. 16	5.7	35. 4. 1から完全実施
35	8. 8	12.4	35. 10. 1からほぼ完全実施
36	8. 8	7.3	36. 10. 1から完全実施
37	8. 10	9.3	37. 10. 1から完全実施
38	8. 10	7.5	38. 10. 1から完全実施
39	8. 12	8.5	39. 9. 1から完全実施
40	8. 13	7.2	40. 9. 1から完全実施
41	8. 12	6.9	41. 9. 1から完全実施
42	8. 15	7.9	42. 8. 1から完全実施
43	8. 16	8.0	43. 7. 1から完全実施
44	8. 15	10.2	44. 6. 1から完全実施
45	8. 14	12.67	45. 5. 1から完全実施 期末手当 0.1増額、勤勉手当 0.1増額
46	8. 13	11.74	46. 5. 1から完全実施 期末手当 0.1増額
47	8. 15	10.68	47. 4. 1から完全実施
48	8. 9	15.39	48. 4. 1から完全実施
49	7. 26	29.64	49. 4. 1から完全実施 期末手当 0.4増額
50	8. 13	10.85	50. 4. 1から完全実施
51	8. 10	6.94	51. 4. 1から完全実施 期末手当 0.1減額、勤勉手当 0.1減額
52	8. 9	6.92	52. 4. 1から完全実施
53	8. 11	3.84	53. 4. 1から完全実施 期末手当 0.1減額

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
54	10.25	3.08	全職 3.45 行政 3.57	
55	10.20	4.42	全職 4.19 行政 4.53	
56	10.19	5.23	全職 4.56 行政 4.88	部長級以上は57. 4. 1実施 期末・勤勉手当は旧ベース 実施見送り
57	10.18	4.41	全職 4.36 行政 4.57	
58	10.17	6.17	全職 6.21 行政 6.43	2.02%実施
59	10.17	6.16	全職 6.18 行政 6.37	3.33%実施
60	10.16	5.55	全職 5.33 行政 5.00	実施内容は勧告どおり 実施時期は60. 7. 1
61	10.15	2.14	全職 2.24 行政 2.30	61. 4. 1から完全実施
62	10.14	1.42	全職 1.40 行政 1.42	62. 4. 1から完全実施
63	10.13	2.31	全職 2.29 行政 2.35	63. 4. 1から完全実施
元	10.12	3.08	全職 2.82 行政 2.90	元. 4. 1から完全実施
2	10.11	3.50	全職 3.54 行政 3.57	2. 4. 1から完全実施
3	10.11	3.58	全職 3.64 行政 3.77	3. 4. 1から完全実施
4	10. 9	2.63	全職 2.74 行政 2.70	4. 4. 1から完全実施
5	10. 7	1.71	全職 2.03 行政 1.91	5. 4. 1から完全実施
6	10. 5	1.02	全職 1.34 行政 1.17	6. 4. 1から完全実施
7	10. 4	0.78	全職 1.00 行政 0.83	7. 4. 1から完全実施
8	10. 4	0.88	全職 1.00 行政 0.88	8. 4. 1から完全実施
9	10. 3	0.85	全職 1.00 行政 0.96	9. 4. 1から完全実施 (指定職相当職は、10. 4. 1から実施)
10	10. 5	0.69	全職 0.71 行政 0.68	10. 4. 1から完全実施
11	10. 5	0.27	全職 0.28 行政 0.23	11. 4. 1から完全実施 ※行政職10、11級等については給料表 改定の勧告見送り
12	10. 3	0.05	全職 0.13 行政 0.15	12. 4. 1から完全実施 ※給料表改定の勧告見送り、扶養手当 改定
13	10. 2	0.07	—	13. 4. 1から完全実施 ※特例一時金（3,396円）支給
14	10. 7	△2.05	全職 △1.94 行政 △2.05	15. 1. 1から完全実施 ※年間給与で民間との均衡を図るため、 3月期の期末手当で調整

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
54	8. 10	3. 70	54. 4. 1から完全実施 (指定職は54. 10. 1)
55	8. 8	4. 61	55. 4. 1から完全実施 (指定職は55. 10. 1)
56	8. 7	5. 23	56. 4. 1実施 (指定職、本省の課長等は、57. 4. 1実施。期末・勤勉手当は旧ベースに凍結)
57	8. 6	4. 58	実施見送り
58	8. 5	6. 47	58. 4. 1から2. 03%実施
59	8. 10	6. 44	59. 4. 1から3. 37%実施
60	8. 7	5. 74	実施内容は勧告どおり 実施時期は60. 7. 1
61	8. 12	2. 31	61. 4. 1から完全実施
62	8. 6	1. 47	62. 4. 1から完全実施
63	8. 4	2. 35	63. 4. 1から完全実施
元	8. 4	3. 11	元. 4. 1から完全実施
2	8. 7	3. 67	2. 4. 1から完全実施
3	8. 7	3. 71	3. 4. 1から完全実施
4	8. 7	2. 87	4. 4. 1から完全実施
5	8. 3	1. 92	5. 4. 1から完全実施
6	8. 2	1. 18	6. 4. 1から完全実施
7	8. 1	0. 90	7. 4. 1から完全実施
8	8. 1	0. 95	8. 4. 1から完全実施
9	8. 4	1. 02	9. 4. 1から完全実施 (指定職は、10. 4. 1から実施)
10	8. 12	0. 76	10. 4. 1から完全実施
11	8. 11	0. 28	11. 4. 1から完全実施 ※行政職10、11級等については給料表改定の勧告見送り
12	8. 15	0. 12	12. 4. 1から完全実施 ※給料表改定の勧告見送り、扶養手当改定
13	8. 8	0. 08	13. 4. 1から完全実施 ※特例一時金 (3,756円) 支給
14	8. 8	△2. 03	14. 12. 1から完全実施 ※年間給与で民間との均衡を図るため、12月期の期末手当で調整

年度	宮 崎 県				
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)		実 施
15	10. 1	△1.18	全職 行政	△1.09 △1.17	15.12. 1から完全実施 ※改定実施までの公民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整
16	10. 4	△0.05		—	改定見送り
17	10. 5	△0.40	全職 行政	△0.35 △0.36	1 公民較差に基づく給与改定 17.12. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額 (△ 500円) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) 2 給与制度の見直し 18. 4. 1から実施 ・給与カーブのフラット化 ・級構成の再編 (行政職11級→9級) ・号棒構成の見直し (号給の4分割) ・昇給制度 (普通昇給と特別昇給の統合、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧給料月額差額の支給
18	10. 6	0.05			1 公民較差に基づく給与改定 ・公民給与の比較方法の見直し 企業規模 100人以上→50人以上 ・給与改定 月例給は改定見送り 特別給はH18.12月期を0.025月引き下げ 2 給与制度の見直し 19. 4. 1実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・管理職手当の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を1,000円引き上げ)
19	10. 5	0.26	行政	0.20	1 公民較差に基づく給与改定 19. 4. 1から完全実施 ※初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引き上げ ・扶養手当の改定 (子等の支給額を500円引き上げ) ・東京都特別区の地域手当の支給割合を改定 (0.5%引き上げ)

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
15	8. 8	△1.07	15.11. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12月期の期末手当で調整
16	8. 6	0.01	改定見送り
17	8.15	△0.36	1 官民較差に基づく給与改定 17.12. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額 (△ 500円) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) 2 給与構造改革 18. 4. 1から実施 ・給与カーブのフラット化 (平均改定率△ 4.8%) ・級構成の再編 (行政職(一)11級→10級) ・号棒構成の見直し (号棒の4分割) ・昇給制度 (査定昇給、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧俸給月額差額の支給
18	8. 8	0.00	1 官民較差に基づく給与改定 ・官民給与の比較方法の見直し 企業規模 100人以上→50人以上 ・給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与構造改革 19. 4. 1実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・広域異動手当の新設 ・俸給の特別調整額の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 1,000円引き上げ)
19	8. 8	0.35	1 官民較差に基づく給与改定 19. 4. 1実施 ※初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引き上げ ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 500円引き上げ) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) ・地域手当の支給割合の改定 (0.5%引き上げ) 2 給与構造改革 20. 4. 1実施 ・専門スタッフ職俸給表の新設

年度	宮 崎 県				
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)		実 施
20	10. 6	0.05			1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 2 給与制度の見直し ・給与条例教育職給料表(二)及び市町村給与条例教育職給料表の改定
21	10. 6	△0.26	行政	△0.25	1 民間給与との較差に基づく給与改定 21.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・自宅に係る住居手当の減額(△500円) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.3月引き下げ)
22	10. 8	△0.18	行政	△0.17	1 民間給与との較差に基づく給与改定 22.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・55歳を超える職員の給料、管理職手当を一定率で減額(△1.0%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.2月引き下げ)
23	11. 2	△0.29	行政	△0.29	1 民間給与との較差に基づく給与改定 23.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・特別給は改定見送り
24	10. 5	△0.11			1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与制度の見直し ・昇給制度(55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止(26.4.1から実施)) ・自宅住居手当の廃止(25.4.1から実施)
25	10. 10	0.05			1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与制度の見直し ・経過措置額の廃止(26.4.1から実施) ・昇給抑制の回復(26.4.1から実施)

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
20	8. 11	0. 04	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 2 給与構造改革 <ul style="list-style-type: none"> ・本府省業務調整手当の新設 ・地域手当の支給割合の改定
21	8. 11	△0. 22	1 官民較差に基づく給与改定 <p>21. 12. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅に係る住居手当の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 35月引下げ)
22	8. 10	△0. 19	1 官民較差に基づく給与改定 <p>22. 12. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額を一定率で減額 (△ 1. 5%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 2月引下げ)
23	9. 30	△0. 23	1 官民較差に基づく給与改定 <p>「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立 (24. 2. 29) により、24. 3. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、24年6月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置額を平成26年4月に全額廃止
24	8. 8	△0. 07	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り 2 昇給制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止 (26. 1. 1から実施)
25	8. 8	0. 02	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
26	10. 9	0.23	0.24	1 民間給与との較差に基づく給与改定 26. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.15月引上げ） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ 2 給与制度の総合的見直し 27. 4. 1から実施 ・世代間の給与配分の見直しの観点から給与カーブの見直し（平均改定率△2%、50歳台後半層が多く在職す高位号給は最大△4%程度、初任給に係る号給は据置き） ・号給の増設 ・諸手当（単身赴任手当、地域手当、管理職員特別勤務手当）の見直し ・新旧給料月額額の差額の支給（当分の間）
27	10. 7	1.10	1.02	1 民間給与との較差に基づく給与改定 27. 4. 1から完全実施 ・給料表の引上げ（平均改定率0.43%） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部（0.5～1%）前倒しして実施 ・給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直し ・高齢層職員に対する給料等の1%減額措置の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.1月引上げ） 2 給与制度の総合的見直し（28年度において実施する事項） 28. 4. 1から実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	10. 6	0.16	0.12	1 民間給与との較差に基づく給与改定 28. 4. 1から完全実施 ・給料表の引上げ（平均改定率0.2%） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.1月引上げ） 2 給与制度の改正 29. 4. 1から実施 ・配偶者に係る扶養手当の見直し（段階実施）

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
26	8. 7	0.27	<p>1 官民較差に基づく給与改定 26. 4. 1から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.15月引上げ) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ <p>2 給与制度の総合的見直し 27. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間・世代間の給与配分の見直しの観点から給与カーブの見直し (平均改定率△2%、50歳台後半層が多く在職する高位号俸は最大△4%、初任給に係る号俸は据置き) ・号俸の増設 ・諸手当 (広域異動手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当、管理職員特別勤務手当) の見直し ・新旧給料月額の差額の支給 (3年間)
27	8. 6	0.36	<p>1 官民較差に基づく給与改定 27. 4. 1から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給表の引上げ (平均改定率0.4%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部 (0.5~2%) 前倒しして実施 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) <p>2 給与制度の総合的見直し (28年度において実施する事項) 28. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	8. 8	0.17	<p>1 官民較差に基づく給与改定 28. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給表の引上げ (平均改定率0.2%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) <p>2 給与制度の改正等 29. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与制度の総合的見直し (29年度において実施する事項) 本府省業務調整手当の引上げ ・配偶者に係る扶養手当の見直し (段階実施) ・専門スタッフ職俸給表4級の新設

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
29	10. 12	0.15	0.12	1 民間給与との較差に基づく給与改定 29. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（ 0.10月引上げ）
30	10. 5	0.17	0.15	1 民間給与との較差に基づく給与改定 30. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（ 0.05月引上げ） 2 給与制度の改正 30. 4. 1から実施 ・宿日直手当の支給額の改定 31. 4. 1から実施 ・給与制度の総合的見直しに係る経過措 置の廃止
R元	10. 9	0.14	0.11	1 民間給与との較差に基づく給与改定 31. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・特別給は改定見送り 2 給与制度の改正 R2. 4. 1から実施（経過措置:3年間） ・住居手当の見直し（支給対象となる家 賃額の下限を引上げ、手当額の上限を 引上げ）
R2	10. 23			(特別給のみ先行報告) 1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・特別給は改定見送り
	11. 24	0.02		1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
29	8. 8	0. 15	1 官民較差に基づく給与改定 29. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・本府省業務調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 10月引上げ) 2 給与制度の総合的見直し 30. 4. 1から実施 ・俸給表水準の引下げの際の経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に抑制された昇給を回復 (1号俸) ・本府省業務調整手当の引上げ
30	8. 10	0. 16	1 官民較差に基づく給与改定 30. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 05月引上げ) 2 給与制度の改正 30. 4. 1から実施 ・宿日直手当の支給額の改定
R元	8. 7	0. 09	1 官民較差に基づく給与改定 31. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 05月引上げ) 2 給与制度の改正 R2. 4. 1から実施 (経過措置：1年間) ・住居手当の見直し (支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引上げ)
R2	10. 7		(特別給のみ先行報告) 1 官民較差に基づく給与改定 R2. 12. 1から完全実施 ・期末手当の支給割合の改定 (0. 05月引下げ)
	10. 28	△0. 04	1 官民較差に基づく給与改定 月例給の改定見送り

3 措置要求及び審査請求一覧表

(1) 措置要求一覧表

(令和3年3月31日現在)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
1	1	(受付) S26.10.2	教職員の定員増の措置	交渉勸奨 (S26.10.5)
2	2	(〃) S26.12.4	教職員の定期昇給の措置	要求取下げ (S26.12.19)
3	1	(〃) S29.7.7 (〃) S29.4.16	臨職からの任用替えの措置	審査打ち切り(退職) (S29.12.31)
4	2	S29.7.1	〃	判定、勸告(要求一部容認) (S30.6.2)
5	173	S29.7.2	特殊勤務手当増額の措置	判定(要求棄却) (S30.12.27)
6	3	S29.7.2	特殊勤務手当支給の措置	判定(要求棄却) (S30.12.27)
7	16	S29.7.3	〃	判定(要求棄却) (S30.12.27)
8	1	(受付) S29.7.7	三級吏員試験合格者の昇任の措置	要求取下げ(昇任) (S29.9.1)
9	12	S29.7.7	雇から三級吏員への選考昇任の措置	判定(要求棄却) (S29.9.15)
10	24	(受付) S29.7.7	特殊勤務手当支給の措置	要求取下げ (S29.12.28)
11	43	(〃) S29.7.7	特殊勤務手当増額の措置	要求取下げ (S29.12.28)
12	38	S29.7.7	〃	判定(要求棄却) (S30.12.27)
13	60	S29.7.7	特殊勤務手当支給の措置	判定(要求棄却) (S30.12.27)
14	25	S29.7.7	〃	判定、勸告(要求認容) (S30.12.27)
15	12	S29.8.24	恩給退職年金に関する措置	判定(要求棄却) (S31.6.28)
16	1	(受付) S29.11.8	給料是正の措置	要求取下げ (S29.11.24)
17	1	(〃) S29.12.6	〃	要求取下げ (S30.12.7)
18	412	(〃) S31.12.14	給与の一律引上げの措置	要求取下げ (S31.12.27)
19	412	(〃) S31.12.14	期末勤勉手当増額の措置	要求取下げ (S31.12.27)
20	412	(〃) S31.12.14	定期昇給完全実施の措置	要求取下げ (S31.12.27)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
21	412	(受付) S31.12.14	勤務地手当、へき地手当改善の措置	要求取下げ (S31.12.27)
22	51	S33.6.3	給与是正の措置	交渉勸奨 (S34.5.19)
23	6,644	S33.7.15	勤務評定に関する措置	判定(要求棄却) (S33.9.1)
24	6,644	S33.7.15	定期昇給実施の措置	判定、勧告(要求認容) (S33.9.1)
25	1,655	S33.9.25	宿日直手当に関する措置	判定、勧告(要求一部認容) (S33.11.28)
26	1,655	S33.9.25	日額旅費引上げの措置	判定(要求棄却) (S33.11.28)
27	1,655	S33.9.25	通勤手当制度改善の措置	判定(要求棄却) (S33.11.28)
28	8	S33.9.25	給与昇給是正の措置	審査打切り(基準設定) (S34.5.19)
29	8	(受付) S34.2.10	舎監業務従事者に対する時間外手当支給の措置	要求取下げ (S34.9.18)
30	3,654	S34.2.10	〃	審査打切り(条例制定) (S35.5.30)
31	1,062	S34.2.10	宿日直手当引上げの措置	判定、勧告(要求一部認容) (S34.6.13)
32	1,062	S35.2.26	期末手当引上げの措置	判定(要求棄却) (S35.7.4)
33	1,062	S35.2.26	宿日直手当引上げの措置	判定(要求棄却) (S35.7.4)
34	1,062	(受付) S35.2.26	給与の一律引上げの措置	要求取下げ (S35.12.8)
35	1,062	(〃) S35.2.26	給与の昇給昇格の措置	要求取下げ (S35.12.8)
36	1,062	(〃) S35.2.26	定数外17条臨職の定数化の措置	要求取下げ (S36.3.10)
37	3	(〃) S35.12.3	勤務時間割り振り(三交替勤務)の措置	交渉勸奨 (S36.2.27)
38	3	(〃) S35.12.3	休日に関する措置	交渉勸奨 (S36.2.27)
39	3	(〃) S35.12.3	時間外勤務協定に関する措置	要求取下げ (S38.2.1)
40	3	(〃) S35.12.3	時間外勤務手当に関する措置	要求取下げ (S38.2.1)
41	1	(〃) S35.12.12	給与是正の措置	要求取下げ (S36.7.18)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
42	5, 258	S40. 12. 13	人事委員会給与勧告値切分補償の措置	判定(要求棄却) (S42. 5. 4)
43	5, 258	S40. 12. 13	時間外勤務手当支給の措置	判定、勧告(要求認容) (S42. 5. 4)
44	1	S40. 12. 13	〃	判定、勧告(要求認容) (S42. 5. 4)
45	5, 258	S40. 12. 13	宿日直勤務廃止の措置	判定、勧告(要求一部認容) (S42. 5. 1)
46	71	併 S41. 12. 21 S42. 1. 6 合 S42. 1. 12	賃金カット、勤勉手当の勤務期間除算に関する措置	要求取下げ (S49. 6. 28)
47	1	(受付) S42. 7. 29	給与昇給の措置	要求取下げ (S43. 2. 13)
48	11	S44. 4. 28	高齢者給与の昇格、昇給の措置	要求取下げ (S55. 12. 25)
49	1	S49. 11. 27	研修参加の出張承認及び旅費支給の措置	要求取下げ (S59. 5. 10)
50	2	S50. 2. 10	学校事務職員の勤務時間の改正措置	要求取下げ (S53. 5. 8)
51	1	S62. 12. 11	給料号給の見直しとそれに伴う給与差額の支給の措置	要求取下げ (S63. 3. 23)
52	1	S63. 6. 24	健康上の理由による配置換えの措置	判定(要求棄却) (H元. 1. 23)
53	1	(受付) S63. 7. 7	給料号給の見直しとそれに伴う給与差額の支給及び時間外勤務手当の支給並びに法令遵守の徹底等の措置	要求取下げ (S63. 7. 21)
54	1	(〃) S63. 10. 15	〃	要求取下げ (S63. 11. 9)
55	1	H元. 2. 28	〃	判定(要求棄却) (H元. 12. 22)
56	1	(受付) H元. 10. 23	学会出会の出張承認の措置	要求取下げ (H元. 11. 6)
57	1	(〃) H11. 12. 28	上司等に分限・懲戒処分を要求するもの	要求却下(受理要件非該当) (H12. 1. 25)

番号	措置要求者数（人）	受理年月日	要求事項	処理概要（処理年月日）
58	3	併 H11. 12. 14 H11. 12. 20 合 H11. 12. 24	強制的な年休の変更及び上司の諸言動の中止を要求するもの	判定（一部却下、一部棄却）（H12. 4. 24）
59	1	（受付） H12. 4. 10	上司に対する処分等を要求するもの	要求却下（受理要件非該当）（H12. 6. 8）
60	3	併 H12. 4. 24 合 H12. 5. 10	58の事案と同様の要求事項ほか	審査打切り（H12. 9. 11）
61	19	H12. 6. 26 （19事案を併合）	58の事案と同様の要求事項	判定（一部却下、一部棄却）（H12. 7. 10）
62	2	H12. 7. 10 （2事案を併合）	上司の諸言動の中止を要求するもの	判定（一部却下、一部棄却）（H12. 7. 24）
63	1	（受付） H13. 1. 28	人事委員会自身の審議を要求するもの	要求却下（受理要件非該当）（H13. 2. 23）
64	1	（ 〃 ） H13. 3. 7	市教育委員会で行われた尋問の是非	要求却下（受理要件非該当）（H13. 3. 27）
65	1	（ 〃 ） H13. 3. 19	市教育委員会で行われた尋問における教育長の発言についての是非	要求却下（受理要件非該当）（H13. 4. 10）
66	1	（ 〃 ） H13. 3. 22	上司による年休時季変更についての是非	要求却下（受理要件非該当）（H13. 4. 10）
67	1	（ 〃 ） H13. 3. 23	同僚の発言が職務に該当するかについての是非	要求却下（受理要件非該当）（H13. 4. 10）
68	1	（ 〃 ） H13. 3. 27	上司による忌引休暇から年次有給休暇への変更についての是非	判定（要求却下）（H13. 6. 26）
69	1	（ 〃 ） H13. 3. 28	上司による休憩時間の呼出しについての是非	要求却下（受理要件非該当）（H13. 4. 24）

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
70	1	(受付) H13.3.30	上司が要求者を市教育委員会へ連れて行くことができることについての是非	要求却下(受理要件非該当) (H13.04.24)
71	1	(") H13.3.30	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非	" (H13.04.24)
72	1	(") H13.4.2	上司による休憩時間の呼出しについての是非	" (H13.04.24)
73	1	(") H13.4.4	市教育相談員の発言が職務に該当するかについての是非	" (H13.04.24)
74	1	(") H13.4.5	上司の個人情報漏洩の是非	" (H13.04.24)
75	1	(") H13.4.6	市教委で尋問を受けることは要求者自身の職務になるかについての是非	" (H13.04.24)
76	1	(") H13.4.9	上司による休憩時間の呼出しについての是非	" (H13.05.08)
77	1	(") H13.4.10	休憩時間の呼出しにおける上司の発言についての是非	" (H13.05.08)
78	1	(") H13.4.11	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言についての是非	" (H13.05.08)
79	1	(") H13.4.12	同僚の発言の法的根拠の明確化	" (H13.05.08)
80	1	(") H13.4.13	市教育委員会への申入書の提出の有無	" (H13.05.08)
81	1	(") H13.4.16	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	" (H13.05.08)
82	1	(") H13.4.17	人事委員会の情報漏洩の有無	" (H13.05.08)
83	1	(") H13.4.18	上司の情報漏洩の是非	" (H13.05.08)
84	1	(") H13.4.19	上司が勤務時間内にメール差止めの話をする事が可能であることの是非	" (H13.05.08)
85	1	(") H13.4.20	上司の発言の意図の明確化	" (H13.05.08)
86	1	(") H13.4.23	上司に抗議メール差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	" (H13.05.23)
87	1	(") H13.4.24	抗議メール差止めを目的とした上司の発言の是非	" (H13.05.23)
88	1	(") H13.4.25	市教育委員会での教育長の尋問が職務になることの是非等	" (H13.05.23)
89	1	(") H13.4.26	抗議メールの情報入手先の確認	" (H13.05.23)
90	1	(") H13.4.27	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	" (H13.05.23)
91	1	(") H13.5.1	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	" (H13.05.23)
92	1	(") H13.5.2	人事委員会の情報漏洩について説明を求めるもの	" (H13.05.23)
93	1	(") H13.5.7	市教育委員会での尋問がセクシャルハラスメントであることの是非	" (H13.05.23)
94	1	(") H13.5.9	市教育委員会での尋問が教育長等の職務になることの是非	" (H13.06.08)
95	1	(") H13.5.10	人事委員会の情報漏洩の有無	" (H13.06.08)
96	1	(") H13.5.11	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的の明確化	" (H13.06.08)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
97	1	(受付) H13.5.14	人事委員会の個人情報漏洩の目的等について説明を求めるもの	要求却下(受理要件非該当) (H13.06.08)
98	1	(") H13.5.15	市教育相談員の発言が職務に該当するかについての是非	" (H13.06.08)
99	1	(") H13.5.16	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	" (H13.06.08)
100	1	(") H13.5.17	人事委員会の個人情報漏洩の目的等について説明を求めるもの	" (H13.06.08)
101	1	(") H13.5.18	上司による休憩時間の呼出しについての是非等	" (H13.06.08)
102	1	(") H13.5.21	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非	" (H13.06.08)
103	1	(") H13.5.22	抗議メールの差止めを目的とした上司の発言の是非	" (H13.06.08)
104	1	(") H13.5.25	抗議メール差止めの話を聞かされることが要求者の職務になることについての是非	" (H13.06.26)
105	1	(") H13.6.1	上司に抗議メール差止めの連絡をしてきた行政機関の明確化等	" (H13.06.26)
106	1	(") H13.6.8	市教育委員会で行われた尋問が人権侵害とセクシャルハラスメントであることの明確化等	" (H13.07.10)
107	1	(") H13.6.15	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	" (H13.07.10)
108	1	(") H13.6.20	上司の発言の意図の明確化	" (H13.07.10)
109	1	(") H13.6.20	同僚の発言についての法的根拠の明確化	" (H13.07.10)
110	1	(") H13.6.21	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	" (H13.07.10)
111	1	(") H13.6.22	市教育委員会での教育長の尋問が職務になることの是非	" (H13.07.10)
112	1	(") H13.6.25	上司による休憩時間の呼出しについての違法性の是非	" (H13.07.30)
113	1	(") H13.6.25	市教育委員会での学校教育課長の尋問が職務になることについての是非	" (H13.07.30)
114	1	(") H13.6.27	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言の是非	" (H13.07.30)
115	1	(") H13.6.29	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	" (H13.07.30)
116	1	(") H13.7.2	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	" (H13.07.30)
117	1	(") H13.7.3	上司が要求者を市教育委員会へ連れて行った目的の明確化	" (H13.07.30)
118	1	(") H13.7.4	人事委員会が情報漏洩した行政機関の明確化	" (H13.07.30)
119	1	(") H13.7.5	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言の是非	" (H13.07.30)
120	1	(") H13.7.6	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	" (H13.07.30)
121	1	(") H13.7.9	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	" (H13.07.30)
122	1	(") H13.7.9	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	" (H13.08.10)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
123	1	(受付) H13.7.11	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	要求却下(受理要件非該当) (H13.09.10)
124	1	(") H13.7.12	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.08.10)
125	1	(") H13.7.13	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.08.10)
126	1	(") H13.7.16	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.08.10)
127	1	(") H13.7.18	市教育委員会での教育長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.08.10)
128	1	(") H13.7.19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.08.10)
129	1	(") H13.7.23	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.08.10)
130	1	(") H13.7.25	市教育委員会での教育長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.08.10)
131	1	(") H13.7.26	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.08.10)
132	1	(") H13.7.30	市教育委員会での教育長等の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.08.21)
133	1	(") H13.7.30	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.09.10)
134	1	(") H13.8.2	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.08.21)
135	1	(") H13.8.6	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.09.10)
136	1	(") H13.8.9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.09.10)
137	1	(") H13.8.10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.09.10)
138	1	(") H13.8.13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.09.10)
139	1	(") H13.8.15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.09.10)
140	1	(") H13.8.16	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.09.10)
141	1	(") H13.8.17	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H13.09.10)
142	1	(") H13.8.21	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
143	1	(") H13.8.22	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
144	1	(") H13.8.23	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
145	1	(") H13.8.27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
146	1	(") H13.8.29	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
147	1	(") H13.8.30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
148	1	(") H13.9.3	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
149	1	(") H13.9.4	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
150	1	(") H13.9.5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
151	1	(受付) H13.9.6	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	要求却下(受理要件非該当) (H13.09.20)
152	1	(") H13.9.7	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.09.20)
153	1	(") H13.9.10	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.10.09)
154	1	(") H13.9.11	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.10.09)
155	1	(") H13.9.12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.10.09)
156	1	(") H13.9.13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.10.09)
157	1	(") H13.9.14	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.10.09)
158	1	(") H13.9.17	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.10.09)
159	1	(") H13.9.18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H13.10.09)
160	1	(") H13.9.19	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
161	1	(") H13.9.20	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
162	1	(") H13.9.21	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
163	1	(") H13.9.25	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
164	1	(") H13.9.26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
165	1	(") H13.9.27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
166	1	(") H13.9.28	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
167	1	(") H13.10.1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
168	1	(") H13.10.3	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
169	1	(") H13.10.3	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
170	1	(") H13.10.4	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.10.22)
171	1	(") H13.10.5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.11.12)
172	1	(") H13.10.9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.11.12)
173	1	(") H13.10.10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.11.12)
174	1	(") H13.10.12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.11.12)
175	1	(") H13.10.15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.11.12)
176	1	(") H13.10.16	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.11.12)
177	1	(") H13.10.18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H13.11.12)
178	1	(") H13.10.18	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.11.12)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
179	1	(受付) H13.10.22	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	要求却下(受理要件非該当) (H13.11.20)
180	1	(") H13.10.22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
181	1	(") H13.10.23	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
182	1	(") H13.10.24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
183	1	(") H13.10.26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
184	1	(") H13.10.26	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
185	1	(") H13.10.29	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
186	1	(") H13.10.30	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
187	1	(") H13.10.31	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
188	1	(") H13.11.1	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
189	1	(") H13.11.2	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
190	1	(") H13.11.5	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
191	1	(") H13.11.8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H13.11.20)
192	1	(") H13.11.12	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H13.12.11)
193	1	(") H13.11.12	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.12.11)
194	1	(") H13.11.14	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.12.11)
195	1	(") H13.11.15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.12.11)
196	1	(") H13.11.16	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H13.12.11)
197	1	(") H13.11.19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H13.12.11)
198	1	(") H13.11.20	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H13.12.18)
199	1	(") H13.11.22	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的の明確化	" (H13.12.18)
200	1	(") H13.11.26	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	" (H13.12.18)
201	1	(") H13.11.28	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	" (H13.12.18)
202	1	(") H13.11.30	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	" (H13.12.18)
203	1	(") H13.12.3	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	" (H13.12.18)
204	1	(") H13.12.5	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言についての是非	" (H13.12.18)
205	1	(") H13.12.7	人事委員会が情報漏洩した行政機関の明確化等	" (H13.12.18)
206	1	(") H13.12.10	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.01.10)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
207	1	(受付) H13.12.12	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	要求却下(受理要件非該当) (H14.01.10)
208	1	(") H13.12.13	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.01.10)
209	1	(") H13.12.17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.01.25)
210	1	(") H13.12.18	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.01.25)
211	1	(") H13.12.19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.01.25)
212	1	(") H13.12.20	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.01.25)
213	1	(") H13.12.25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.01.25)
214	1	(") H13.12.25	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.01.25)
215	1	(") H13.12.27	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.01.25)
216	1	(") H14.1.9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.02.08)
217	1	(") H14.1.10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.02.08)
218	1	(") H14.1.18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.02.08)
219	1	(") H14.1.21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.02.08)
220	1	(") H14.1.23	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.02.08)
221	1	(") H14.1.24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.02.26)
222	1	(") H14.1.30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.02.26)
223	1	(") H14.1.31	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.02.26)
224	1	(") H14.2.1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.02.26)
225	1	(") H14.2.4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.02.26)
226	1	(") H14.2.5	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.02.26)
227	1	(") H14.2.6	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.02.26)
228	1	(") H14.2.7	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.03.07)
229	1	(") H14.2.8	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.03.07)
230	1	(") H14.2.12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.03.07)
231	1	(") H14.2.13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.03.07)
232	1	(") H14.2.14	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的の明確化	" (H14.03.07)
233	1	(") H14.2.15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.03.07)
234	1	(") H14.2.18	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.03.07)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
235	1	(受付) H14.2.20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	要求却下(受理要件非該当) (H14.03.07)
236	1	(") H14.2.21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.03.07)
237	1	(") H14.2.22	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.03.07)
238	1	(") H14.2.25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.03.27)
239	1	(") H14.2.26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.03.27)
240	1	(") H14.2.27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.03.27)
241	1	(") H14.2.28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.03.27)
242	1	(") H14.3.1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.03.27)
243	1	(") H14.3.4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.03.27)
244	1	(") H14.3.6	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
245	1	(") H14.3.7	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
246	1	(") H14.3.8	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
247	1	(") H14.3.11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
248	1	(") H14.3.13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
249	1	(") H14.3.14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
250	1	(") H14.3.15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
251	1	(") H14.3.18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
252	1	(") H14.3.20	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
253	1	(") H14.3.22	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
254	1	(") H14.3.25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.04.10)
255	1	(") H14.3.26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.04.30)
256	1	(") H14.3.27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.04.30)
257	1	(") H14.3.28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.04.30)
258	1	(") H14.3.29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.04.30)
259	1	(") H14.4.1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.04.30)
260	1	(") H14.4.2	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	" (H14.05.14)
261	1	(") H14.4.3	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	" (H14.05.14)
262	1	(") H14.4.5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.05.14)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
263	1	(受付) H14.4.8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	要件却下(受理要件非該当) (H14.05.14)
264	1	(") H14.4.9	長期研修で研修目的外の作文を書かされることについて理由の説明等を求めるもの	" (H14.05.14)
265	1	(") H14.4.10	市教育長が長期研修を執行した根拠の明示等を求めるもの	" (H14.05.14)
266	1	(") H14.4.11	県教育長に対し長期研修の運営全般等について説明を求めるもの	" (H14.05.14)
267	1	(") H14.4.12	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.05.14)
268	1	(") H14.4.15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.05.14)
269	1	(") H14.4.17	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.05.14)
270	1	(") H14.4.19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.05.14)
271	1	(") H14.4.22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.05.14)
272	1	(") H14.4.26	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.05.28)
273	1	(") H14.4.30	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.05.28)
274	1	(") H14.5.2	長期研修で研究授業が課せられていることについて法的根拠の説明等を求めるもの	" (H14.05.28)
275	1	(") H14.5.8	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.05.28)
276	1	(") H14.5.9	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.05.28)
277	1	(") H14.5.10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.05.28)
278	1	(") H14.5.13	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.06.11)
279	1	(") H14.5.14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.06.11)
280	1	(") H14.5.15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.06.11)
281	1	(") H14.5.16	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.06.11)
282	1	(") H14.5.17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.06.11)
283	1	(") H14.5.21	上司が校長会に提出した要求者に関する資料等の送付を求めるもの	" (H14.06.11)
284	1	(") H14.5.21	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.06.11)
285	1	(") H14.5.22	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.06.11)
286	1	(") H14.5.23	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.06.11)
287	1	(") H14.5.27	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.06.25)
288	1	(") H14.5.29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.06.25)
289	1	(") H14.5.30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.06.25)
290	1	(") H14.5.31	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.06.25)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
291	1	(受付) H14.6.3	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	要件却下(受理要件非該当) (H14.06.25)
292	1	(") H14.6.4	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	" (H14.06.25)
293	1	(") H14.6.4	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	" (H14.06.25)
294	1	(") H14.6.5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.06.25)
295	1	(") H14.6.6	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.06.25)
296	1	(") H14.6.7	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.06.25)
297	1	(") H14.6.10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.07.10)
298	1	(") H14.6.11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.07.10)
299	1	(") H14.6.12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.07.10)
300	1	(") H14.6.12	定期異動時に主幹兼係長の職である7級の職に昇格させることを求めるもの	" (H14.07.30)
301	1	(") H14.6.13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.07.10)
302	1	(") H14.6.14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.07.10)
303	1	(") H14.6.17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.07.10)
304	1	(") H14.6.19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.07.10)
305	1	(") H14.6.20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.07.10)
306	1	(") H14.6.21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
307	1	(") H14.6.24	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
308	1	(") H14.6.25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
309	1	(") H14.6.26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
310	1	(") H14.6.27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
311	1	(") H14.6.28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
312	1	(") H14.7.1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
313	1	(") H14.7.3	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
314	1	(") H14.7.4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.07.30)
315	1	(") H14.7.8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.08.13)
316	1	(") H14.7.10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.08.13)
317	1	(") H14.7.11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.08.13)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
318	1	(受付) H14.7.12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	要件却下(受理要件非該当) (H14.08.13)
319	1	(") H14.7.15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.08.13)
320	1	(") H14.7.17	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.08.13)
321	1	(") H14.7.18	長期研修のカリキュラムに研究授業を取り入れた法的根拠の説明等を求めるもの	" (H14.08.13)
322	1	(") H14.7.19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.08.13)
323	1	(") H14.7.22	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.08.13)
324	1	(") H14.7.24	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.08.13)
325	1	(") H14.7.25	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	" (H14.08.13)
326	1	(") H14.7.29	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.08.27)
327	1	(") H14.7.30	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.08.27)
328	1	(") H14.7.31	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.08.27)
329	1	(") H14.8.1	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.08.27)
330	1	(") H14.8.2	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.08.27)
331	1	(") H14.8.5	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	" (H14.08.27)
332	1	(") H14.8.7	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.08.27)
333	1	(") H14.8.8	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.08.27)
334	1	(") H14.8.9	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.08.27)
335	1	(") H14.8.14	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.09.10)
336	1	(") H14.8.21	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.09.10)
337	1	(") H14.8.22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.09.10)
338	1	(") H14.8.23	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.09.10)
339	1	(") H14.8.26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.09.10)
340	1	(") H14.8.27	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.09.19)
341	1	(") H14.8.28	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.09.19)
342	1	(") H14.8.29	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.09.19)
343	1	(") H14.9.2	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.09.19)
344	1	(") H14.9.3	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.09.19)
345	1	(") H14.9.4	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.09.19)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
346	1	(受付) H14.9.5	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	要件却下(受理要件非該当) (H14.09.19)
347	1	(") H14.9.9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.09.19)
348	1	(") H14.9.11	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.10.11)
349	1	(") H14.9.13	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.10.11)
350	1	(") H14.9.19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.10.11)
351	1	(") H14.9.20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.10.11)
352	1	(") H14.9.24	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.10.11)
353	1	(") H14.9.30	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.10.11)
354	1	(") H14.10.01	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.10.11)
355	1	(") H14.10.03	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.10.23)
356	1	(") H14.10.04	昇任・昇格が遅れている理由についての調査及び必要な改善を要求するもの	" (H14.11.12)
357	1	(") H14.10.07	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.10.23)
358	1	(") H14.10.08	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.10.23)
359	1	(") H14.10.09	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.10.23)
360	1	(") H14.10.11	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.11.12)
361	1	(") H14.10.16	上司の言動(脅し)について法的対処を求めるもの	" (H14.11.28)
362	1	(") H14.10.17	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.11.12)
363	1	(") H14.10.30	教育機関における職務上の秘密の漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.11.28)
364	1	(") H14.10.31	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.11.28)
365	1	(") H14.11.01	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H14.11.28)
366	1	(") H14.11.05	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14.11.28)
367	1	(") H14.11.06	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.11.28)
368	1	(") H14.11.14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.12.10)
369	1	(") H14.11.15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H14.12.10)
370	1	(") H14.11.18	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H14.12.10)
371	1	(") H14.11.20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H14.12.10)
372	1	(") H14.12.04	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H14.12.25)
373	1	(") H14.12.17	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H15.01.10)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
374	1	(受付) H14.12. 18	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	要件却下(受理要件非該当) (H15.01.10)
375	1	(") H14.12. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.01.10)
376	1	(") H14.12. 20	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.01.10)
377	1	(") H14.12. 25	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.01.24)
378	1	(") H15. 1. 8	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H15.01.24)
379	1	(") H15. 1. 10	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H15.01.24)
380	1	(") H15. 1. 15	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
381	1	(") H15. 1. 17	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
382	1	(") H15. 1. 23	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
383	1	(") H15. 1. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
384	1	(") H15. 1. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
385	1	(") H15. 1. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
386	1	(") H15. 1. 30	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
387	1	(") H15. 1. 31	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
388	1	(") H15. 2. 5	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
389	1	(") H15. 2. 6	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
390	1	(") H15. 2. 7	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
391	1	(") H15. 2. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
392	1	(") H15. 2. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
393	1	(") H15. 2. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H15.02.25)
394	1	(") H15. 2. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
395	1	(") H15. 2. 20	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
396	1	(") H15. 2. 24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
397	1	(") H15. 2. 25	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
398	1	(") H15. 2. 27	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
399	1	(") H15. 2. 28	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
400	1	(") H15. 3. 4	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
401	1	(") H15. 3. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
402	1	(受付) H15. 3. 6	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	要件却下(受理要件非該当) (H15.03.27)
403	1	(") H15. 3. 7	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
404	1	(") H15. 3. 10	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
405	1	(") H15. 3. 12	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
406	1	(") H15. 3. 20	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H15.03.27)
407	1	(") H15. 3. 24	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H15.04.25)
408	1	(") H15. 3. 25	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	" (H15.04.25)
409	1	(") H15. 3. 28	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H15.04.25)
410	1	(") H15. 4. 7	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H15.04.25)
411	1	(") H15. 4. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	" (H15.04.25)
412	1	(") H15. 12. 9	行政職給料表8級以上に相当する職への昇任及び昇格の措置を求めるもの	" (H16.01.23)
413	1	(") H16. 6. 24	行政職7級への昇格を求めるもの	" (H16.08.12)
414	1	(") R元. 11. 29	複数課程を有する学校事務長の職務の級の見直し等を求めるもの	判定(要求一部却下、一部棄却) (R2.03. 6)
415	1	(") R3.3 . 23	基本報酬の再計算及び支払い等を求めるもの	係属中 —

(2) 審査請求一覧表

(令和3年3月31日現在)

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
1	懲戒免職処分取消し請求事案 (県税徴収不正事案)	懲戒免職 3 (S28. 11. 4)	3 (S28. 1. 14)	懲戒処分取消し	0 (S29. 2. 17)	S29. 3. 18及び S29. 4. 13 取下げ	
2	分限免職処分取消し請求事案 (臨時免許状失効事案)	分限免職 7 (S32. 4. 5)	7 (S32. 5. 15) (S32. 5. 18)	分限処分取消し	0 (S32. 6. 4)	公開口頭審理を2回実施 S33. 3. 28 取下げ	
3	懲戒処分取消し請求事案〔学力テスト事案(36年)〕	減給 2 戒告 162 計 164 (S37. 2. 10)	164 (S37. 3. 9)	懲戒処分取消し	0 (S37. 3. 9)	公開口頭審理を23回実施 S40. 6. 15 取下げ	
4	懲戒免職処分取消し請求事案 (個人事案①)	懲戒免職 1 (S38. 10. 14)	1 (S38. 12. 13)	〃	0 (S38. 12. 17)	公開口頭審理を5回実施 S42. 6. 8 取下げ	
5	懲戒処分取消し請求事案〔10. 21教職第1事案 (S41年)〕	戒告 1, 266 (S42. 1. 25)	1, 236 (S42. 2. 25)	〃	0 (S42. 3. 20)	第1～第5事案の準備手続を6回実施 第1事案の準備手続を1回実施 S44. 3. 31 取下げ	当初5～9の一括併合審理を決定していたがこれを取消し5事案分割審理を決定した。
6	同上 〔10. 21教職第2事案(S41年)〕	戒告 1, 410 (S42. 1. 25)	1, 410 (S42. 2. 25)	〃	0 (S42. 3. 20)	S44. 3. 31 取下げ	〃
7	同上 〔10. 21教職第3事案(S41年)〕	戒告 1, 423 (S42. 1. 25)	1, 423 (S42. 2. 25)	〃	0 (S42. 3. 20)	準備手続を1回実施 公開口頭審理を1回実施 S44. 3. 31 取下げ	〃
8	同上 〔10. 21教職第4事案(S41年)〕	戒告 1, 345 (S42. 1. 25)	1, 345 (S42. 2. 25)	〃	0 (S42. 3. 20)	S44. 3. 31 取下げ	〃

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
9	懲戒処分取消し請求事案〔10.21教職第5事案(S41年)〕	停職 6 減給 16 戒告 869 計 891 (S42. 1. 25)	891 (S42. 2. 25)	懲戒処分取消し	0 (S42. 3. 20)	S44. 3. 31 取下げ	〃
10	43審第1号～第526号事案〔10.26教職事案(S42年)〕	停職 22 減給 73 戒告 437 計 532 (S43. 3. 23)	526 (S43. 4. 16)	〃	0 (S43. 5. 10)	準備手続を14回実施 公開口頭審理を2回実施 S44. 3. 31 取下げ	S46. 11. 11 地裁提訴 S55. 2. 20 取下げ
11	43審第527号～第549号事案〔10.8県職年休事案(S43年)〕	年休取消し 6 年休不承認 27 計 33 (S43. 10. 8)	33 (S43. 11. 14)	年次有給休暇の取消し及び不承認の取消し	0 (S44. 4. 11)	準備手続を14回実施 S55. 9. 9 取下げ	S45. 9. 26 地裁提訴 S50. 7. 25 地裁判決 S50. 8. 7 高裁控訴 S53. 12. 20 高裁判決 S54. 1. 2 判決確定
12	44審第1号～第75号事案〔10.8県職事案(S43年)〕	停職 12 減給 30 戒告 33 計 75 (S43. 12. 28)	75 (S44. 2. 24)	懲戒処分取消し	0 (S44. 4. 11)	準備手続を9回実施 S55. 9. 9 取下げ	
13	44審第76号～第3,617号事案〔10.8教職事案(S43年)〕	減給 3,562 (S43. 3. 26)	3,542 (S44. 4. 18)	〃	0 (S44. 6. 27) (S44. 8. 12)	準備手続を24回実施 併合 公開口頭審理を2回実施 S55. 3. 26 取下げ	46. 11. 11 地裁提訴 S56. 2. 20 取下げ
14	44審第3,618号事案(個人事案②)	懲戒免職 1 (S44. 9. 5)	1 (S44. 10. 29)	〃	0 (S44. 11. 15)	非公開口頭審理を7回実施 S46. 3. 31 裁決 (処分承認)	
15	44審第3,619号～第3,696号事案〔11.13県職事案(S44年)〕	停職 9 減給 6 戒告 64 計 79 (S45. 1. 30)	78 (S45. 3. 3)	〃	0 (S45. 3. 17)	準備手続を9回実施 S55. 9. 9 取下げ	S46. 10. 4 地裁提訴 S55. 4. 2 取下げ

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
16	45審第1号～ 第18号事案 (大宮第二高校事 案)	停職 6 減給 15 計 21 (S45. 3. 24)	18 (S45. 5. 6)	懲戒処分 取消し	0 (S45. 5. 8)	準備手続を14 回実施 H12. 1. 26 取下げ	S47. 8. 8 地裁提訴 S63. 4. 28 地裁判決 S63. 5. 12 控訴 H5. 3. 22 控訴棄却 の判決
17	45審第19号～ 第24号事案 (通山小転任事案)	転任 17 (S45. 3. 31)	6 (S45. 5. 27)	転任処分 取消し	0 (S45. 6. 8)	準備手続を15 回実施 S59. 3. 13 取下げ	
18	45審第25号～ 第3,975号事案 〔11.13教職事案 (S44年)〕	停職 3,762 減給 212 計 3,974 (S45. 3. 24)	3,951 (S45. 4. 27)	懲戒処分 取消し	0 (S45. 6. 19)	S55. 3. 26 取下げ	S46. 11. 11 地裁提訴 S55. 2. 20 取下げ
19	45審第3,976号事 案 (個人事案③)	戒告 1 (S45. 4. 25)	1 (S45. 6. 23)	〃	0 (S45. 6. 29)	準備手続を13 回実施 S56. 9. 18 取下げ	
20	46審第1号事案 (個人事案④)	戒告 1 (S46. 12. 14)	1 (S47. 1. 21)	〃	0 (S47. 1. 31)	準備手続を9 回実施 S48. 2. 20 裁決 (処分承認)	
21	47審第1号～ 第2号事案 (都農南小転任事 案)	転任 6 (S47. 4. 1)	2 (47. 4. 27)	転任処分 取消し	0 (S47. 5. 26)	準備手続を9 回実施 S59. 3. 13 取下げ	損害賠償 請求事件 S54. 7. 26 職権和解
22	47審第3号～ 第2,243号事案 〔7.15教職事案 (S46年)〕	戒告 2,249 (S47. 3. 24)	2,241 (S47. 4. 27) (S47. 5. 19) (S47. 5. 22)	懲戒処分 取消し	0 (S47. 6. 27)	準備手続を13 回実施 公開口頭審理 を6回実施 H20. 12. 8 取下げ	
23	48審第1号～ 第1,231号事案 〔5.19教職事案 (S47年)〕	戒告 1,235 (S48. 3. 26)	1,233 (S48. 4. 18) (S48. 4. 23) (S48. 5. 24)	〃	0 (却下 2) (S48. 6. 12)	答弁書提出済 H21. 11. 26 取下げ	

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
24	49審第1号～ 第10号事案 〔4.27県職事案 (S48年)〕	停職 3 戒告 7 計 10 (S49. 1. 12)	10 (S49. 3. 12)	懲戒処分 取消し	0 (S49. 4. 25)	S55. 9. 9 取下げ	
25	49審第11号～ 第3,388号事案 〔4.27教職事案 (S48年)〕	戒告 3,386 (S49. 1. 12)	3,378 (S49. 3. 4) (S49. 3. 13)	〃	0 (S50. 3. 28)	答弁書提出済 H24. 7. 17 取下げ	
26	49審第3,389号～ 第6,868号事案 〔4.11教職事案 (S49年)〕	戒告 3,497 (S50. 1. 14)	3,480 (S50. 2. 22) (S50. 2. 25) (S50. 3. 7) (S50. 3. 15)	〃	0 (S50. 3. 28)	答弁書提出済 H24. 7. 17 取下げ	
27	50審第1号～ 第16号事案 〔4.11県職事案 (S49年)〕	停職 3 戒告 13 計 16 (S50. 4. 19)	16 (S50. 6. 17)	〃	0 (S50. 6. 25)	S55. 9. 9 取下げ	
28	51審第2号～ 第3,341号事案 〔12.10教職事案 (S50年)〕	戒告 3,362 (S51. 3. 25)	3,340 (S51. 5. 18) (S51. 5. 21) (S51. 5. 24)	〃	0 (S51. 7. 10)	答弁書提出済 H26. 7. 1 取下げ	
29	51審第1号事案 (個人事案⑤)	減給 1 (S51. 3. 26)	1 (S51. 6. 1)	〃	0 (S51. 7. 10)	書面審理を12 回実施 S53. 2. 10裁決 (処分承認) S53. 7. 12 再審請求却下	S51. 6. 8 簡裁判決 S51. 10. 15 高裁判決 (棄却) S52. 3. 17 最高裁判 決(棄却)
30	51審第3,342号事 案 (個人事案⑥)	懲戒免職 1 (S51. 5. 31)	1 (S51. 7. 26)	〃	0 (S51. 8. 17)	書面審理を16 回実施 S53. 10. 6裁決 (処分承認)	S51. 5. 15 地裁起訴 S52. 5. 11 地裁判決 S52. 5. 27 判決確定

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
31	51審第3,343号～ 第3,358号事案 〔12.6県職事案 (S50年)〕	停職 3 戒告 13 計 16 (S51. 8. 21)	16 (S51. 10. 20)	懲戒処分 取消し	0 (S51. 11. 8)	S55. 9. 9 取下げ	
32	52審第1号～ 第2,409号事案 〔3.23教職事案 (S51年)〕	戒告 2,440 (S52. 3. 25)	2,409 (S52. 4. 27) (S52. 5. 2) (S52. 5. 23) (S52. 5. 24)	〃	0 (S52. 7. 7)	答弁書提出済 H26. 7. 1 取下げ	
33	52審第2,410号事 案 (個人事案⑦)	減給 1 (S53. 2. 20)	1 (S53. 2. 23)	〃	0 (S53. 3. 10)	S53. 8. 1 準備手続実施 S53. 10. 25 公開口頭審理 を実施 S54. 1. 25裁決 (処分承認) S54. 8. 24 再審請求却下	S52. 10. 23 地裁移送 S53. 3. 17 地裁判決 S53. 9. 12 高裁判決 (棄却) S55. 9. 20 最高裁判 決(棄却)
34	53審第1号～ 第2,449号事案 〔11.24教職事案 (S52年)〕	戒告 2,463 (S53. 3. 24)	2,449 (S53. 5. 22) (S53. 5. 23)	〃	0 (S53. 8. 25)	答弁書提出済 H28. 7. 28 取下げ	
35	53審第2,450号～ 第2,464号事案 〔4.15県職事案 (S52年)〕	停職 1 減給 2 戒告 12 計 15 (S53. 8. 26)	15 (S53. 10. 25)	〃	0 (S53. 11. 7)	S55. 9. 9 取下げ	
36	54審第1号事案 (個人事案⑧)	懲戒免職 1 (S54. 3. 31)	1 (S54. 5. 26)	〃	0 (S54. 6. 11)	書面審理9回 証人尋問及び 当事者尋問を 実施 S55. 3. 10 取下げ	

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
37	54審第2号～ 第872号事案 〔4.25教職事案 (S53年)〕	戒告 878 (S54. 3. 22)	871 (S54. 5. 10) (S54. 5. 21)	懲戒処分 取消し	0 (S54. 8. 24)	答弁書提出済 H27. 6. 18 取下げ	
38	55審第1号事案 (個人事案⑨)	戒告 1 (S55. 3. 31)	1 (S55. 4. 26)	〃	0 (S55. 5. 10)	S55. 12. 3 準備手続 S56. 3. 2 公開口頭審理を 実施 S56. 7. 10裁決 (処分承認) S56. 9. 25 再審請求却下	
39	57審第1号～ 第1,985号事案 〔11.25教職事案 (S56年)〕	戒告 2,000 (S57. 3. 24)	1,986 (S57. 5. 11) (S57. 5. 12) (S57. 5. 13)	〃	0 (S57. 7. 9)	答弁書提出済 H28. 7. 28 取下げ H28. 10. 13 取下げ	
40	58審第1号～ 第2,328号事案 〔12.16教職事案 (S57年)〕	戒告 2,347 (S58. 3. 24)	2,328 (S58. 5. 17)	〃	0 (S58. 7. 11)	準備手続を9回 公開口頭審理を 5回実施 H28. 7. 28 取下げ H28. 10. 13 取下げ	
41	59審第1号～ 第2,037号事案 〔10.7教職事案 (S58年)〕	戒告 2,058 (S59. 3. 23)	2,037 (S59. 5. 14)	〃	0 (S59. 7. 13)	答弁書提出済 H28. 7. 28 取下げ H28. 10. 13 取下げ	
42	59審第2,038号～ 第2,040号事案 〔宮崎病院事案〕	戒告 3 (S59. 11. 20)	3 (S60. 1. 14)	〃	0 (S60. 2. 12)	答弁書提出済 H12. 6. 19 取下げ H13. 1. 31 取下げ	
43	59審第2,041号事 案 (個人事案⑩)	分限免職 1 (S60. 2. 16)	1 (S60. 3. 12)	分限処分 取消し	0 (S60. 3. 25)	準備手続を2回 実施 公開口頭審理を 3回実施 H3. 3. 27 裁決(棄却)	

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
44	60審第1号～ 第1,970号事案 〔10.26教職事案 (S59年)〕	戒告 1,996 (S60. 3. 23)	1,970 (S60. 5. 17)	懲戒処分 取消し	0 (S60. 7. 10)	答弁書提出済 H28. 7. 28 取下げ H28. 10. 13 取下げ	
45	平成8年 (個人事案⑪)	復職否の決 定 1 (H 7. 3. 3)	1 (H 8. 3. 15)	復職否の 決定取消 し	0	H8. 5. 10 決定(却下) H8. 6. 25 再審請求却下	不服申立 期間経過
46	平成9年 (個人事案⑫)	文書訓告 1 (H 9. 6. 10)	1 (H 9. 8. 4)	文書訓告 取消し	0	H9. 8. 26 決定(却下)	受理要件 非該当
47	平13審第1号事案 (個人事案⑬)	戒告 1 (H13. 11. 13)	1 (H14. 1. 10)	懲戒処分 取消し	0 (H14. 2. 8)	準備手続を1 回実施 公開口頭審理 を2回実施 H15. 8. 29 決定(棄却) H16. 2. 25 再審請求棄却	
48	平16審第1号事案 (個人事案⑭)	転任 1 (H16. 4. 1)	1 (H16. 5. 31)	転任処分 取消し	0 (H16. 8. 12)	H17. 3. 10 決定(却下) H17. 8. 30 再審請求却下	不適法 却下
49	平17審第1号事案 (個人事案⑮)	転任 1 (H17. 4. 1)	1 (H17. 5. 30)	〃	0 (H17. 6. 27)	H18. 3. 27 決定(却下)	不適法 却下
50	平19審第1号事案 (個人事案⑯)	懲戒免職 1 (H19. 3. 13)	1 (H19. 5. 9)	懲戒処分 取消し	0 (H19. 5. 25)	準備手続を1 回実施 非公開口頭審 理を1回実施 H19. 11. 26 裁決(棄却)	
51	平19審第2号事案 (個人事案⑰)	停職 1 (H19. 11. 6)	1 (H19. 12. 17)	〃	0 (H19. 12. 21)	準備手続を1 回実施 非公開口頭審 理を1回実施 H21. 1. 8 裁決(処分修正 ・減給1月)	

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
52	平20審第1号事案 (個人事案⑱)	懲戒免職 1 (H20. 6. 11)	1 (H20. 6. 24)	懲戒処分 取消し	0 (H20. 7. 9)	準備手続を1回 実施 出張尋問を1回 実施 非公開口頭審理 を1回実施 H21. 3. 27 裁決 (棄却)	
53	平成21年 (個人事案⑲)	退職手当の 裁定通知の 不交付 1 (H18. 3. 31)	1 (H21. 1. 22)	退職手当 の裁定通 知の交付	0	H21. 2. 10 決定 (却下)	受理要件 非該当 H21. 2. 26 地裁提訴
54	平21審第1号事案 (個人事案⑳)	懲戒停職 1 (H21. 5. 13)	1 (H21. 5. 27)	懲戒処分 取消し 又は修正	0 (H21. 6. 10)	審尋を1回実施 H22. 3. 26 裁決 (棄却)	
55	平21審第2号事案 (個人事案㉑)	分限休職 1 (H21. 9. 10)	1 (H21. 9. 10)	分限処分 取消し	0 (H21. 9. 18)	H21. 12. 7 取下げ	
56	平22審第1号事案 (個人事案㉒)	懲戒免職 1 (H22. 3. 8)	1 (H22. 4. 30)	懲戒処分 取消し	0 (H22. 6. 9)	H23. 3. 17 書面審理終了の 予告通知 H23. 4. 8 裁決 (棄却)	
57	平25審第1号事案 (個人事案㉓)	懲戒免職 1 (H25. 3. 29)	1 (H25. 5. 7)	懲戒処分 取消し	0 (H25. 5. 23)	準備手続を1回 実施 出張尋問を2回 実施 公開口頭審理を 1回実施 H26. 3. 19 裁決 (棄却)	H26. 9. 10 地裁提訴
58	平26審第1号事案 (個人事案㉔)	分限休職 1 (H26. 10. 15)	1 (H26. 12. 4)	分限処分 修正	0 (H26. 12. 22)	H27. 2. 18 取下げ	

番号	事案名	処分内容 (処分年月日)	審査請求 件数 (申立年月日)	請求事項	係属件数 (受理年月日)	審査概要	備考
59	平27審第1号事案 (個人事案㊟)	転任 1 (H27. 4. 1)	1 (H27. 5. 18)	転任処分 取消し	0 (H27. 6. 9)	公開口頭審理 を1回実施 H28. 3. 25 裁決 (棄却)	
合計59事案 (うち取下げ34)		42,803	42,517		[0事案] 0		

(注) 番号欄に㊟印がついているものは、係属中の事案である。

